

令和八年三月二日（月曜日）午前十時零分 開議

議事日程第五号

令和八年三月二日（月曜日）午前十時開議

- 第一 議第二十九号 令和八年度山形県一般会計予算
- 第二 議第三十号 令和八年度山形県公債管理特別会計予算
- 第三 議第三十一号 令和八年度山形県市町村振興資金特別会計予算
- 第四 議第三十二号 令和八年度山形県母子父子寡婦福祉資金特別会計予算
- 第五 議第三十三号 令和八年度山形県国民健康保険特別会計予算
- 第六 議第三十四号 令和八年度山形県小規模企業者等設備導入資金特別会計予算
- 第七 議第三十五号 令和八年度山形県土地取得事業特別会計予算
- 第八 議第三十六号 令和八年度山形県農業改良資金特別会計予算
- 第九 議第三十七号 令和八年度山形県沿岸漁業改善資金特別会計予算
- 第十 議第三十八号 令和八年度山形県林業改善資金特別会計予算
- 第十一 議第三十九号 令和八年度山形県港湾整備事業特別会計予算
- 第十二 議第四十号 令和八年度山形県流域下水道事業会計予算
- 第十三 議第四十一号 令和八年度山形県電気事業会計予算
- 第十四 議第四十二号 令和八年度山形県工業用水道事業会計予算
- 第十五 議第四十三号 令和八年度山形県公営企業資産運用事業会計予算
- 第十六 議第四十四号 令和八年度山形県水道用水供給事業会計予算
- 第十七 議第四十五号 令和八年度山形県病院事業会計予算
- 第十八 議第四十六号 山形県手数料条例の一部を改正する条例の制定について
- 第十九 議第四十七号 山形県行政手続条例の一部を改正する条例の制定について
- 第二十 議第四十八号 山形県産業廃棄物税条例の一部を改正する条例の制定について
- 第二十一 議第四十九号 山形県事務処理の特例に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 第二十二 議第五十号 食品衛生法施行条例の一部を改正する条例の制定について
- 第二十三 議第五十一号 山形県保健所及び山形県衛生研究所使用料、手数料条例の一部を改正する条例の制定について
- 第二十四 議第五十二号 山形県国民健康保険保険給付費等交付金の交付及び国民健康保険事業費納付金の徴収に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 第二十五 議第五十三号 山形県障がい者介護給付費等及び障がい児通所給付費等不服審査会条例の一部を改正する条例の制定について
- 第二十六 議第五十四号 山形県工業技術センター手数料条例の一部を改正する条例の制定について
- 第二十七 議第五十五号 山形県高度技術研究開発センター条例の一部を改正する条例の制定について
- 第二十八 議第五十六号 山形県総合文化芸術館条例の一部を改正する条例の制定について
- 第二十九 議第五十七号 山形県家畜保健衛生所使用料及び手数料条例の一部を改正する条例の制定について
- 第三十 議第五十八号 山形県漁港管理条例の一部を改正する条例の制定について
- 第三十一 議第五十九号 山形県都市公園条例の一部を改正する条例の制定について
- 第三十二 議第六十号 山形県空港管理条例の一部を改正する条例の制定について
- 第三十三 議第六十一号 山形県立学校施設使用料条例の一部を改正する条例の制定について
- 第三十四 議第六十二号 山形県立学校職員及び市町村立学校職員給与負担法に規定する学校職員の定数に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 第三十五 議第六十三号 山形県公営企業の設置等に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 第三十六 議第六十四号 山形県立寒河江工業高等学校改築整備事業契約の一部変更について
- 第三十七 議第六十五号 包括外部監査契約の締結について
- 第三十八 県政一般に関する質問
- 第三十九 議席の変更
- 第四十 議席の指定
- 第四十一 常任委員会委員の選任について
- 第四十二 特別委員会委員の選任について

本日の会議に付した事件
議事日程第五号に同じ。

出席議員(四十二名)

一	番	石川	渉	議員
二	番	佐藤	寿	議員
三	番	齋藤	俊一郎	議員
四	番	橋本	彩子	議員
六	番	石川	正志	議員
七	番	小松	正和	議員
八	番	阿部	恭平	議員
九	番	鈴木	学	議員
十	番	伊藤	香織	議員
十一	番	関	徹	議員
十二	番	江口	暢子	議員
十三	番	阿部	ひとみ	議員
十四	番	梅津	庸成	議員
十五	番	石塚	慶	議員
十六	番	高橋	弓嗣	議員
十七	番	佐藤	文一	議員
十八	番	相田	日出夫	議員
十九	番	佐藤	正胤	議員
二十	番	相田	光照	議員
二十一	番	遠藤	和典	議員
二十二	番	菊池	文昭	議員
二十三	番	今野	美奈子	議員
二十四	番	高橋	淳	議員
二十五	番	青木	彰榮	議員
二十六	番	梶原	宗明	議員
二十七	番	五十嵐	智洋	議員
二十八	番	能登	淳一	議員
二十九	番	柴田	正人	議員
三十	番	渋谷	佳寿美	議員
三十一	番	矢吹	栄修	議員
三十二	番	小松	伸也	議員
三十三	番	吉村	和武	議員
三十四	番	高橋	啓介	議員
三十五	番	木村	忠三	議員
三十六	番	加賀	正和	議員
三十七	番	森谷	仙一郎	議員
三十八	番	榎津	博士	議員
三十九	番	奥山	誠治	議員
四十	番	伊藤	重成	議員
四十一	番	船山	現人	議員
四十二	番	田澤	伸一	議員
四十三	番	森田	廣	議員
欠席議員(一名)				
五	番	松井	愛	議員

説明のため出席した者

知事	吉村美栄子君
副知事	高橋徹君
副知事	折原英人君
企業管理者	松澤勝志君
病院事業管理者	阿彦忠之君
総務部長	小中章雄君
みらい企画創造部長	會田淳士君
防災くらし安心部長	庄司雅人君
環境エネルギー部長	沖本佳祐君
しあわせ子育て応援部長	齋藤恵美子君
健康福祉部長	酒井雅彦君
産業労働部長	奥山敦君
観光文化スポーツ部長	黒田あゆ美君
農林水産部長	高橋和博君
県土整備部長	永尾慎一郎君
会計管理者	柴崎渉君
財政課長	安孫子幸一君
教育長	須貝英彦君
公安委員会委員長	柴田曜子君
警察本部長	水庭誠一郎君
代表監査委員	柴田優君
人事委員会委員長	安孫子俊彦君
人事委員会事務局長	工藤明子君
労働委員会事務局長	鈴木和枝君

午前 十時 零分 開議

○議長（田澤伸一議員） これより本日の会議を開きます。

日程第一議第二十九号議案から日程第三十七議第六十五号議案まで及び日程第三十八県政一般に関する質問

○議長（田澤伸一議員） 直ちに日程に入ります。

日程第一議第二十九号令和八年度山形県一般会計予算から、日程第三十七議第六十五号包括外部監査契約の締結についてまでの三十七案件を一括議題に供し、これら案件に対する質疑と、日程第三十八県政一般に関する質問を併せ行います。

質疑及び質問の通告がありますので、通告順により発言を許可いたします。

この場合、申し上げます。能登淳一議員より発言は演壇で着座により行いたい旨の申出があり、これを許可しましたので御了承願います。

二十八番能登淳一議員。

○二十八番（能登淳一議員） おはようございます。自由民主党の能登淳一であります。

今、世界の情勢は混沌としてまいりました。今後、日本の果たすべき役割は極めて重要になってくるのではないかと考えます。そこで、私は、国の平和維持のために、このたびの質問は国家安全保障の観点から質問させていただきたいと思っております。

私は、保守政党である自由民主党をこよなく愛する人間であります。その綱領の中に「正しい自由主義と民主制の下に、時代に適さぬものを改め、維持すべきものを護り、秩序のなかに進歩を求めると定めております。また、政策の基本的考え方として、「日本らしい日本の姿を示し、世界に貢献できる新憲法の制定を目指す」としています。さらに、目指すべき日本像として、「家族、地域社会、国への帰属意識を持ち、自立し、共助する国民を目指す」と

しております。

私はこのことを踏まえ、私見ではありますが、保守政治の在り方として次のように考えます。万世一系の天皇を国の象徴と仰ぎ、日本人がその歴史の中で培ってきた精神性、自然にあらがうことを恐れ常に畏敬の念を持ち、よって国民が互いに尊敬協力し、祖国愛と自主独立及び自由と民主主義を護ることを国家観の礎とすべきと考えます。

そこで、緊迫化する世界情勢の中で国家安全保障の要は防衛であります。

昨年十二月二十一日、陸上自衛隊第二〇普通科連隊創立七十周年の式典に出席してまいりました。スクリーンには七十年の歩み、今年一年の訓練の取組等が映し出されておりました。いずれも実戦さながらの厳しい訓練の様子でありました。さらに銃剣道の迫力ある試合も拝見させていただきました。

あの隊員たちの一途な姿勢、真っすぐなまなざし、何を目指してのまなざしなのでしょう。彼らは入隊時に服務宣誓文を読み上げます。次のような宣誓文であります。

「私は、我が国の平和と独立を守る自衛隊の使命を自覚し、日本国憲法及び法令を遵守し、一致団結、厳正な規律を保持し、常に徳操を養い、人格を尊重し、心身を鍛え、技能を磨き、政治的活動に関与せず、強い責任感をもつて専心職務の遂行に当たり、事に臨んでは危険を顧みず、身をもつて責務の完遂に務め、もつて国民の負託にこたえることを誓います」としています。つまり命を賭して国土・国民を守るとしている崇高な宣誓であります。

自衛隊の第一義的責務は国土・国民の防衛にあるのであり、そのための厳しい訓練であると理解しているところであります。確かに、頻発かつ激化する災害から国民を守るためにも精強なる部隊の構築は必然であります。

憲法九条の定めの下、その精神として主権国家の持つ固有の自衛権は否定されないという政府解釈の下での「専守防衛」あるいは「集団的自衛権」という取り組み方が現状であります。特別国会で令和八年度の予算審議が始まっているわけではありますが、昨今の国際情勢に鑑み、GDP二%の防衛費の増額を目標として審議されることしております。

しかし、一番大事なことは、装備品、施設の充実更新も重要であります。隊員の士気の向上であります。あの宣誓文に見る彼らの国を思う思いを理解し、士気を高めていくには、何をおいても、自由民主党の党是でもあります憲法改正の議論をさらに加速すべきと考えます。そして自衛隊をしっかりと憲法に位置づけるべきと考えますけれども、知事の御所見を賜りたいと存じます。

次に、食料安全保障という視点から議論をさせていただきたいと思えます。

令和六年五月に食料・農業・農村基本法が四半世紀ぶりに改正されました。この基本理念は、「食料安全保障の確保」「環境と調和のとれた食料システムの確立」「多面的機能の発揮」「農業の持続的な発展」「農村の振興」としています。そしてそれを計画により具現化することが求められるわけですが、農業を取り巻く現状は極めて厳しいものがあると認識しております。

まず、農家数の減少が甚だしく、前の食料・農業・農村基本法制定時から二十五年経過するわけですが、二百四十万戸から百十一万戸に激減しているわけで、さらに農業従事者の年齢ピークも七十歳であります。しかも一億二千万人の食料需要に応え得る必要面積は三分の一にとどまっているのが現状であります。世界の人口は急増し、八十二億人を超えようとしています。今後、食料の需給が逼迫するのは必然であります。

また、一月の農家の倒産件数も発表されました。昨年より十六件多い百三件でありました。物価高、人手不足、後継者不足が主な原因とされており、酪農・園芸部門に倒産が見られるとされておりあります。

今度の改正農基法・基本計画にのっとり、何としても右肩上がりにしなければなりません。その中でようやく光明が差してきたのが稲作であります。長引く生産調整の結果、本来生産されるべき面積の約半分での面積に甘んじ、減退する消費動向を是としつつ需要に見合った栽培をしてきたわけでありました。しかしながら、令和六年になり、突然需給逼迫により価格が上昇してきたわけで、平成五年の大冷害以来三十年間、六十キロ当たり一万円台の米価に苦しみ、この間の稲作農家も半減しているのが現状でありました。

改正農基法でも指摘している持続可能な農業の確立からすれば、この現状を鑑み適正な価格とはいかなるものか、現時点での更新時期に来ている農業機械や物価高騰に対応しつつ、持続可能な稲作が今営めるかどうか極めて重要だと思うわけでありました。生産現場の苦悩を目の当たりにしてきたときに、軽々に米の価格高騰などと言えない気持ちであります。

さらに、改正農基法では、「多面的機能の発揮」「農村の振興」を掲げているわけですが、大規模農家のみならず、中小規模農家あるいは兼業農家も含め、一定程度の農家数が確保され、初めて農村のコミュニティが維持されるわけでありました。

そして、そのことにより農地が耕作され、鳥獣とのすみ分けも確立し、田んぼダム等の多面的機能も発揮されるわけで、その源は農業生産物の再生産可能な価格であるわけでありました。これまで相対的にその価格があまりにも低かったからこそ、現状の農家戸数の減少にあると言わざるを得ません。また、持続可能な稲作農業のためには、カント

リーエレベーター等共同利用施設の更新並びに圃場の大区画化、さらには中山間地の圃場整備など、生産基盤の充実が必須であります。

こうした点を踏まえ、米の適正価格についての御所見と、今後、本県の稲作農業の振興にどのように取り組もうとしているのか、農林水産部長にお伺いをしたいと思います。

さらに、園芸振興について議論をさせていただきたいと思います。

本県フルーツ王国の中心果実はサクランボであります。昨今の気候変動による異常気象により、結実不良、果実の高温被害等が発生し、収量に影響が出てきております。そこで、官民挙げて結実促進大会あるいは再生フォーラムなど全力でその対策に努力しております。何としてもこの状況から脱しなければなりません。

そこで、結実対策として、蜜蜂をはじめとする訪花昆虫の活用や、毛ばたきによる人口受粉の実施等があるわけですが、蜜蜂については、群数が激減する蜂群崩壊症候群なる事態に陥っている可能性があるという聞いております。この蜂群崩壊症候群は、猛暑、ダニの発生、蜜源の変化等が原因として考えられるとしておりますけれども、この究明とともにその対策が喫緊の課題の一つと考えます。この対策を含め、今年のサクランボの結実対策についてどのようにお考えなのか、農林水産部長に重ねてお伺いをしたいと思います。

次に、畜産の振興について議論させていただきたいと思います。

まず、肉用牛について議論させていただきます。

本県の肉用牛農家数、直近の比較では、令和六年が五百二十九戸、令和七年が五百一戸と、毎年若干ではありますが減少傾向にあります。その要因は、農家の高齢化であり、後継者不足が主な要因と考えられます。

しかしながら、肉用牛頭数は令和六年の四万三千二百頭から、逆に令和七年には四万三千三百頭と増えている現状にあり、これは一農家当たりの肥育頭数の増加が顕著になっている傾向が見受けられるのではないかと考えます。

最近の物価高、コロナ禍後からの消費低迷に伴う枝肉価格の下落傾向など、経営圧迫要因を克服する手だてとして、経営改善を目的とした効率化に取り組んできた結果なのではないかと思うわけであります。そうした厳しい状況の中で、本県ブランド牛「総称山形牛」について、さらなる高みの認知度を目指して頑張っている肉用牛農家を何としても支援しなければならないと思うところであります。

そこで、物価高騰対策の支援、自給飼料の充実等が極めて重要と考えます。併せて増頭戦略についても、令和八年度に向けた対策等についてお伺いをいたします。

さらに、農林水産省では、農林水産物・食品の輸出額について、令和七年実績で一兆七千億円、令和十二年、二〇三〇年には五兆円を目指すとしています。中でも令和七年までの伸び率の顕著な品目が牛肉で、十年前と比較して約七倍の七百三十一億円であり、今後さらなる伸び率が期待されます。

そこで、本県でも牛肉の輸出にさらに力を注ぐべきと考えますが、重ねて農林水産部長の御所見を賜りたいと存じます。

次に、ものづくり立県である本県中小企業振興について議論させていただきたいと思います。

令和八年一月二十六日公表された山形県経済動向月例報告によれば、「本県経済は、緩やかに持ち直しているものの、弱含みの動きが続いている」とされています。

また、令和八年の景況について、帝国データバンク令和七年十一月の県内三百二社対象、回答が百三十六社の調査によれば、懸念材料として物価上昇が四九・三％、原油・素材価格の上昇が四四・一％としています。令和八年の景気の見通しについては、回復が七・四％、踊り場感が三六・八％となっています。現在緩やかな回復傾向にあるとしても、景気の動向については物価上昇が懸念材料であると明確に答えていると思います。

さらに懸念されるのが米国経済政策の影響であります。関税が引き上げられたことにより、自動車産業のように米国本土での生産に重きを置く企業がさらに拡大すれば、本県のように、その特徴として部品供給を主力としている二次・三次の中小企業にとって受注に大きく影響するものと懸念するものであります。

山形県は、第四次山形県総合発展計画後期実施計画において、「地域産業の振興・活性化と中小企業等の成長・発展」という項目の中で「人手不足の深刻化に加え、原材料価格やエネルギー価格の高騰など、県内中小企業を取り巻く環境は厳しさを増している。地域産業の持続的な発展に向けて、個々の企業の経営課題に応じた伴走型支援やマーケットの拡大、地域の中核となる企業の育成・誘致に重点的に取り組んでいくことが重要である」としています。

あわせて、中小企業経営者の高齢化を受けて、企業の事業承継への支援を行うとしています。さらに、製造業付加価値額を令和四年の一兆一千四百三十一億円から、令和十一年は一兆二千五百億円を目標値に設定しているとされているわけであります。

本県産業は九九・八％を占める中小企業・小規模事業者によって支えられています。令和八年度の県予算の施策体系では、中小企業・小規模事業者の持続的な経営力の強化策として、中小企業まるっとサポート事業等を盛り込んでいるわけですが、激変する環境下において中小企業・小規模事業者が課題を乗り越え、事業継続と成長発展を実現す

るためにどのような支援をしていくのか、産業労働部長にお伺いをしたいと思います。

次に、県土強靱化の取組についてお伺いいたします。

令和に入り、特に気候変動に起因すると考えられる豪雨や豪雪などの自然災害が全国的に頻発し、本県においてもその影響は深刻であります。

令和二年、四年、六年には、大雨災害により沿川地域に甚大な被害が発生し、そのたびに県では災害復旧や再度災害防止のための改良復旧に取り組んできたところであります。

さらに、今年二月には、北村山地域と最上地域を中心に例年の約一・五倍という記録的な積雪に見舞われ、県と市町村に豪雪対策本部等が設置され、二月十六日には県と市町村が一緒になって政府に対し道路除雪費の追加配分を求める緊急要望を行いました。

こうした災害に備えるには、県土強靱化に向けた取組がより一層重要となっております。

政府でも昨年、第一次国土強靱化実施地域計画を策定し、今後五年間も引き続き、通常予算と別枠で予算を確保して国土強靱化を進めていくこととしております。県はこの政府の国土強靱化予算を積極的に活用し、県土強靱化に向けた取組を加速していくべきものと考えております。

私の地元である村山市を含む最上川中流域では、令和二年七月の豪雨を契機に最上川中流・上流緊急治水対策プロジェクトが策定され、堤防の引き堤による川幅拡大、橋梁の架け替え、分水路の新設、遊水地堰堤のかさ上げなど、多岐にわたるハード整備が進められております。

あわせて、大旦川では県内で二例目となる特定都市河川の指定に向けた手続が進められており、国、市町村、関係機関、地域住民など、流域全体のあらゆる関係者が一体となった流域治水の取組は、地域の安全性向上に資するものと期待をしております。このような流域治水の取組が県全体に広がっていく必要があるとも考えております。

また、先ほども申し上げましたとおり、今冬も災害救助法が適用されるほどの大雪に見舞われ、雪の重みによる家屋の一部倒壊や除雪中の事故などが発生しており、これはまさに雪による災害だと考えます。

県内の道路を走って感じますのは、昨今の気候変動の影響で凍結と融解を繰り返す、いわゆるゼロクロッシングが多発し、舗装の損傷があらこちらで見受けられます。県では、こうした雪害にも対応していただいておりますが、なかなか追いつかない現状ではないでしょうか。政府に対して財源の確保など一層の支援を強く求めていくべきであると考えます。

また、こうした大雨や大雪による災害の頻発化は、若者が山形を離れてしまう人口減少の要因の一つになっているのではないかと懸念しております。若者に山形に住み続けたいと思ってもらうためにも、安全安心を確保する県土強靱化の取組をしっかりと進めていく必要があります。

今後どのように取り組んでいくのか、お考えを県土整備部長にお伺いいたします。

次に、新たな地域医療構想における県民の安全安心を確保するための地域医療の充実について議論させていただきたいと思っております。

まず、現行の地域医療構想は、団塊の世代が七十五歳以上の後期高齢者となり、医療や介護に大きなニーズが見込まれる昨年二〇二五年、令和七年を目途とした、平成二十六年六月に成立した医療介護総合確保推進法に基づき示されたものと理解をしております。

さらに、持続可能な医療提供体制を確保していく上での将来の医療需要と必要病床数を示すことにより、効率的な医療提供体制構築にも取り組んできたところと理解するところであります。

その結果、医療機能の分化、強化、連携、地域包括ケアシステムの推進、かかりつけ医機能の充実も進んできたことと認識をしております。

しかし、課題も顕在化してきていると認識しています。一つは、急激な人口減少と超高齢化に伴う生産年齢人口の減少と高齢者の増加への対応、さらには物価高騰による経営の圧迫、地方と都市の医師の偏在化など懸念されるわけです。また、超高齢化になれば、脳血管疾患、神経系の疾患あるいは転倒による骨折等、高齢者等に係る急性期の医療需要が高まることが予想されます。

新たな地域医療構想は、今後これらの地域医療に関わる需要と供給の環境変化にしっかりと適応していかねばならないと考えます。同時に、新たな地域医療構想においては、充実した医療提供で県民の健康面での安心を担保しなければなりません。

そこで、県内どこに住んでいても充実した医療の供給を受けられるべきとの思いで北村山公立病院への山形県の支援を切望してきたわけですが、二〇四〇年を目途とした地域医療構想の課題に鑑みた場合でも、これまで以上に高齢者等の急性期患者を受け入れざるを得ない状況も予想されることから、持続可能な地域医療充実のために喫緊の支援が必要だと認識しております。

これまで県内においても地域医療のモデルケースとして日本海ヘルスケアネットの取組が挙げられるわけであり

ますが、新たな地域医療構想でも、地域の基幹病院を基点として、介護・開業医の先生方が協力して、より効率的かつ充実した地域医療体制が構築できるよう切望するものであります。そして、それが県民の幸せの輪につながっていけば、地域医療を人生のやりがいとして志す医師の先生方も増えてくると確信をします。

新たな地域医療構想の策定に向けて、現行地域医療構想での取組における課題と展望について伺いいたします。

あわせて、これから予想される需要と供給の課題を踏まえ、北村山九万人の地域医療の基幹である北村山公立病院の医療充実にどう支援していただけるのか、酒井健康福祉部長にお伺いいたします。

次に、山形県の文化の振興について議論をさせていただきます。

さきに吉村知事も述べられていたわけでありませうけれども、昨年十一月に相次いで朗報が飛び込んできました。一つは、アメリカの有力旅行メディア・ナショナルジオグラフィックにおいて、「二〇二六年に行くべき世界の旅行先二十五選」に日本でただ一か所、この山形県が選ばれたこと、さらに、時を同じくして、アメリカのガイドブック「フォーダーズ・トラベル」のウェブサイトにおいて、「より多くの旅行者を必要とし、訪れる価値のある世界の十の目的地」として鶴岡市が紹介されたことは、すばらしい快挙だと考えます。

このことは、本県の観光地、名所旧跡、蔵王山、山寺立石寺、銀山温泉、最上川船下り、出羽三山神社など数多くあるわけでありませうけれども、それと併せて本県の県民が持つ精神性への評価にもつながった結果ではないかと考えるわけでありませう。

遡れば、明治十一年に本県を訪れたイギリスの探検家イザベラ・バードが記録した「日本奥地紀行」によれば、同年五月に横浜港に入港し、新潟県を經由し六月に山形県に入り、山形を「東洋のアルカディア」と評しました。それは景観だけでなく、山形県人と接した中で評したものと認識しています。

本紀行によれば、ある農家に訪れた際、むしろを下げただけの玄関ではあったが、きれいに掃き清められた土間、整然と並べられた履物、そして何より祖父母を慕い敬う家族の関係に感動感激し、山形県を「東洋のアルカディア」、理想の地だと評したとされております。

この県民の精神性とはいかに醸成されてきたものなのか、それは、自然を慈しみ、伝統文化を大切に重んじてきたことにほかならないと考えます。自然への畏敬の念は、特に置賜地方に見られる草木塔に強く感じ取れますし、各地で継承されてきた伝統文化に県民の精神性の深さを感じます。

例を挙げれば、鶴岡市櫛引で五百有余年継承されてきた黒川能、河北町谷地で一子相伝により継承されてきた林家舞楽、酒田市黒森日枝神社境内で行われている黒森歌舞伎、白鷹町に伝わる高玉芝居、最上川舟運によってもたらされた各地のひな祭り、各地に伝わる獅子踊りなど枚挙にいとまがなく、多くの無形文化財が存在していること自体、県民の精神性への高評価に大きく寄与しているものと考えます。

文化芸術の分野では、新庄市出身の松田甚次郎は、盛岡高等農林学校在学中に出会った宮沢賢治から「小作人たれ」「農村劇をやるべき」との教えを受け、新庄市鳥越地区で農村演劇「鳥越倶楽部」を創設し、自分たちで築いた土舞台で三十六回にわたり創作劇を上演しました。現在、新庄市でも連綿とこの演劇活動が続けられております。代表作「土に叫ぶ」は、ベストセラーにもなり、新国劇でも演じられました。これらの活動の根底には郷土への敬意、慈しむ思いがあったものと認識しております。

また、故村川千秋名誉指揮者が創り上げた山形交響楽団も、「山形の子供たちに本物の音楽を」との思いから始まった、山形県を代表する文化の大きな源であると思えます。

このように、県民により育まれた文化は類いまれなるものであり、何回も申し上げますが、自然に畏敬の念を持ち、県民が互いに慈しむ精神性を醸成してきた結果であると確信します。そういった意味で、山形県における文化はまさに世界が評価し、世界に通じるものだと確信いたします。

現在、少子高齢化等の影響から、文化の担い手不足が深刻化し、文化の継承が難しくなっている中、さらなる山形県の文化の振興にどう取り組もうとしているのか、観光文化スポーツ部長にお伺いいたします。

以上で登壇で終わります。

○議長（田澤伸一議員） この場合、答弁を求めます。

答弁の順は私から指名します。

吉村知事。

○知事（吉村美栄子君） おはようございます。ただいま能登議員から私に、憲法への自衛隊の位置づけに対する所見ということでお尋ねがございましたのでお答え申し上げます。

自衛隊は、我が国の平和と独立を守るという重責を担い、日夜任務に精励され、国民生活の安全安定に大きく寄与されております。その任務は国土防衛にとどまらず、東日本大震災時に黙々と救助活動に取り組まれていた職員の皆さんの姿が、私をはじめ全国民の脳裏に今でも焼きついていることと思っております。

県内で言えば、令和六年四月から五月の南陽市と高畠町で発生した大規模林野火災や七月の大雨災害をはじめ、本

県からの災害派遣要請に幾度となく応えていただいております、大変心強く思っているところです。

また、海外における国際平和協力活動など、広範囲にわたって御活躍をいただいております、自衛隊に対する国民・県民の期待と信頼はますます大きくなっているものと認識しているところであります。

議員からお尋ねがありました憲法への自衛隊の位置づけなど、その改正につきましては、これまで様々な議論がなされているものと承知をしております。

日本国憲法は、我が国の法制度の根幹となる極めて重要なものでありますので、その改正につきましては、国民主権、基本的人権の尊重、そして平和主義という憲法の理念を大切にしながら、時代の推移や社会情勢の変化等に照らした憲法の在り方について、国民的な議論を深めていただくことが重要であると考えているところであります。

○議長（田澤伸一議員） 酒井健康福祉部長。

○健康福祉部長（酒井雅彦君） 新たな地域医療構想における地域医療の充実についてお答えをいたします。

県では、団塊の世代が後期高齢者となる二〇二五年を見据え、平成二十八年に山形県地域医療構想を策定し、病床機能の分化・連携や、在宅医療の充実など、持続可能な医療提供体制の構築に向けた取組を進めてまいりました。

こうした取組の結果、急性期から回復期への病床機能の転換が一定程度進んだ一方で、構想に掲げる二〇二五年の必要病床数との比較では、依然として急性期病床が過剰で回復期病床が不足するなど、病床機能の転換がまだまだ十分とは言えない状況となっております。

こうした中、厚生労働省では、医療と介護の複合ニーズを抱える八十五歳以上の人口割合の増加や生産年齢人口の減少などがさらに進む二〇四〇年頃を見据え、来年度からの新たな地域医療構想策定に向けた検討を都道府県に求めており、そのためのガイドラインを今年度末までに示す予定となっております。

このため、県においても、厚生労働省の動きに合わせ、病院間での適切な機能、役割分担や連携をさらに強化することはもとより、医療機関と介護施設・自宅間で切れ目なく医療を受けられるための医療と介護の連携強化、さらには医療従事者や介護従事者の確保等にも引き続きしっかりと取り組んでいく必要があると考えております。

なお、議員御指摘の日本海ヘルスケアネットは、医療機関や介護施設などが役割分担と連携を行い、地域の関係者が一体となって医療などを提供する地域医療連携推進法人です。各地域で医療資源も異なるため、地域の実情に即して検討する必要がありますが、将来にわたり医療を確保する上で有効な取組の一つであると考えております。

県としましては、今後とも県民の皆様が住み慣れた地域で安心して暮らせるよう、今後示されるガイドラインも踏まえ、医療や介護の提供体制の在り方を地域の皆様としっかりと検討・議論した上で、来年度以降、新たな地域医療構想を策定してまいります。

なお、北村山公立病院につきましては、今後とも北村山地域の救急医療の分野で重要な役割を担いながら、住民の医療を支えていただく必要があると認識しており、病院の改築整備の検討に際しても、検討委員会等への参画など必要な支援を行ってきたところです。

新たな地域医療構想の検討に当たっても、将来を見据えた北村山公立病院の役割や機能などについて、構成市町とも認識を共有しながら、持続可能な医療提供体制の構築に向けて、県として必要な助言や支援など何ができるか検討してまいります。

○議長（田澤伸一議員） 奥山産業労働部長。

○産業労働部長（奥山 敦君） 今般の経済状況下における中小企業・小規模事業者への支援についてお答えをいたします。

あらゆるものの値上がりや人件費の高騰による生産コストの上昇に加え、金利上昇による投資コストの増加、人口減少下における人材確保の困難さなど、県内事業者を取り巻く環境は非常に厳しい状況が続いております。

こうした中、本県の大宗を占める中小企業・小規模事業者が持続的に発展するためには、それぞれがしっかりとした目標やビジョンを持ち、その実現に向け適時適切な対策を講じることが必要となります。

そのため県では、事業者の経営力を高め、生産性向上や省力化、適切な価格転嫁等の取組を促進し、収益力の向上につなげていくことが重要であるとの認識の下、中小企業まるっとサポート補助事業により、新技術や新商品の開発から設備投資、販路開拓まで一貫した支援を行ってまいりました。来年度はこの取組をさらに強化し、事業者の稼ぐ力をより一層高めてまいりたいと考えております。

具体的には、生産性の向上や省力化に向けた設備投資等に対する従来の支援枠に加え、経営基盤が弱く設備投資を控える傾向にある小規模事業者に対し、新たに「小規模事業者枠」を設け、省力化や業務効率化につながる設備投資に対し、有利な補助率を設定するとともに、いずれの支援枠においても一定の賃上げを行った場合には、補助率をさらに上げて支援することといたします。

また、販路開拓支援として、やまがた産業支援機構が商社等と連携し、事業者のニーズに即して実施する商談力の強化や輸出体制の構築等に向けたモデル事業のほか、新たな販路開拓・拡大に取り組む事業者に対し、六月補正予算

により実施している国内外の展示会への出展費等の補助を引き続き対象を拡大して実施いたします。

さらに、本年四月には、事業者のあらゆる経営課題にワンストップかつトータルで対応しているよろず支援拠点内に、生産性向上に関する知識と経験が豊富な専門家を配置し、現場訪問型の支援を行う「生産性向上支援センター」が設置されることから、こうした支援機関とともに事業者の個別課題に即した支援に取り組んでまいります。

県としましては、県内の中小企業・小規模事業者が経済環境の変化に左右されない強固な経営基盤を構築し、事業の継続とさらなる成長発展ができるよう、地域の商工会、商工会議所や金融機関等とも連携を図りながら、しっかりと取り組んでまいります。

○議長（田澤伸一議員） 黒田観光文化スポーツ部長。

○観光文化スポーツ部長（黒田あゆ美君） 文化の振興についてお答え申し上げます。

本県では、豊かな自然と風土の下、自然への畏敬や感謝の心によって生み出された出羽三山信仰や、草木塔に代表される精神性豊かな文化や国内外に誇る有形・無形の文化財が地域の宝として大切に守り継がれてきました。

令和七年五月現在、県内には国・県・市町村が指定する有形・無形文化財が二千八百五十七点と、東北の中でも福島県に次いで二番目に多く、本県の文化の豊かさを表しております。

特に、日本四大舞楽の一つでもある林家舞楽、ユネスコ無形文化遺産に登録された新庄まつりの山車（やたい）行事、遊佐の小正月行事をはじめ、能、歌舞伎、獅子踊り、田植踊りなど、自然・信仰・暮らしが深く結びついた歴史ある民俗芸能が各地域に存在しております。

こうした世界に誇る山形の文化は、先人たちが長い年月をかけて築き上げてきたものであり、地域の誇りと活力の源である貴重な財産を未来へと確実に継承していくことは極めて重要であります。

一方で、近年は急激な少子高齢化の進展や若者の都市部への転出などにより、文化活動の担い手不足を招き、さらには地域コミュニティの弱体化や学校の統廃合などにより、地元の伝統行事などに触れる機会の喪失など、様々な要因を背景に、文化の継承が厳しい状況になってきているのも事実であります。

そのため、県では、第二期山形県文化推進基本計画において、文化に触れる機会の拡大と文化の担い手育成などの施策を重点的に展開しております。主な取組として、地域の伝統芸能等に触れ披露する機会となる「こども郷土芸能・芸術まつり」などの開催を通じた次世代の担い手としての意識の醸成と技術の向上を、また、「未来に伝える山形の宝」登録事業による演目披露や各種公演の開催、文化財を巡る町歩きイベント開催などへの支援を通じた文化の継承や地域活性化を図っております。

このような取組を通して、引き続き担い手の確保と文化の継承に取り組むとともに、来年度は、本県が誇るプロオーケストラを活用し、子供の頃から生の良質な音楽に触れる機会や学校・地域の音楽団体との共演機会の創出などに新たに取り組むことで、文化の振興を図ってまいります。

県としましては、文化に触れる機会の拡大と文化の担い手育成の取組を引き続き進めることで、次代を担う子供たちや若者の郷土に対する愛着と誇りを育み、山形の文化の未来への継承発展につなげ、心豊かな県民生活と活力ある地域社会の実現を目指してまいります。

○議長（田澤伸一議員） 高橋農林水産部長。

○農林水産部長（高橋和博君） 私に四問御質問いただきましたので、順次お答えしたいと思います。

最初に、稲作農業の振興と米の適正価格の認識についてお答えいたします。

米価は、生産者にとって次年度以降も再生産でき、さらには営農に必要な設備や機械更新等の再投資が可能な収益を確保でき、かつ消費者も納得できる価格が望ましいと考えております。

令和七年産の全銘柄平均の相対取引価格は、五年産の二・四倍、三万六千円まで上昇し、現在も高止まりが続く中、生産者からは消費者の米離れが進み、米価の大幅下落を心配する声も聞かれます。

こうした状況の中、政府では、今年四月施行の食料システム法において、米を含む五品目でコスト指標を作成し、集出荷業者間で協議しながら適正な価格形成を促す仕組みを導入することとしております。県としましても、政府の動向を注視しながら、生産者と消費者の双方が納得できる米価が形成されるよう、必要な対応を政府に要請してまいります。

次に、今後の稲作農業の振興であります。本県は、つや姫を筆頭に、品質・食味ともに優れたブランド米産地としての高い評価を得ているとともに、十アール当たりの収量は全国で三番目に多く、また、六十キロ当たりの生産コストも全国で二番目に低いなど、高い競争力を有する米産地となっております。

今後も米産地としてのブランド力と競争力のさらなる強化を図るため、品質・食味・収量を重視した生産に取り組むほか、高温耐性を有する新品種「ゆきまんてん」の導入を推進してまいります。あわせて、酒米や加工用米、輸出用米などの非主食用米につきましては、水田がフル活用されるよう需要に応じた生産に取り組んでまいります。

また、生産基盤の強化に向けては、共同利用施設の再編整備や農地の大区画化等について、農林水産省との連携を

強化し、国庫補助制度を最大限活用しながら取組を進めてまいります。

県としましては、生産基盤の強化を図りながら、高いブランド力と競争力を生かし、収益性の高い水田農業が実現できるよう、オール山形の体制で稲作農業の振興にしっかりと取り組んでまいります。

次に、サクランボの結実対策と安定生産についてお答えいたします。

蜜蜂の蜂群崩壊症候群につきましては、本県を含む国内での発生は確認されておりませんが、養蜂家からは蜜蜂の減少について相談が寄せられる場合もあり、県としましては、今後も山形県養蜂協会と連携を密にして、実態の把握に努めてまいります。

一方、サクランボの結実確保には、生産者が自ら飼養するマメコバチが訪花昆虫として受粉に大きな役割を果たしてきましたが、高温等の影響で激減していることから、その応急的な代用としては、養蜂業者が開花期に生産者へ貸し出すリース蜜蜂の活用が有効な手段の一つとなります。

そのため、県では、昨年の夏からより多くのリース蜜蜂を確保し導入するため、養蜂協会に協力を要請してまいりました。また、令和七年度補正予算において、生産者がリース蜜蜂を導入する際の費用に対し、市町村やＪＡ等と協調して助成する事業を創設するとともに、研修会の開催や直接訪問するなどし、生産者やＪＡ等に蜜蜂の導入を働きかけてまいりました。

こうした取組の結果、養蜂協会の協力が得られ、生産者やＪＡ等における導入意識も高まり、今年のリース蜜蜂は前年の一・二倍である三千百群ほどが導入される見通しとなっており、蜜蜂による結実確保の効果が期待されるところであります。

一方で、気象庁によると、今後も気温が高く推移することが予想されており、サクランボの生育が早まることで凍霜害の発生が心配されます。そのため、今月十九日に凍霜害対策キャラバン出発式を行い、凍霜害対策の徹底を呼びかけてまいります。

県としましては、「必ずならせる」という覚悟を持ち、引き続き養蜂協会やＪＡ等と連携を図りながら、開花期に合わせた蜜蜂の導入や輸入花粉を活用した人工受粉の推進など、オール山形の体制でサクランボ結実確保に全力を挙げて取り組んでまいります。

続きまして畜産振興についてお答えいたします。

本県の肉用牛において、令和七年の一戸当たりの平均飼育頭数は、平成二十七年に比べ一・七倍の八十六頭まで増加している一方で、肉用牛の経営は、物価高騰の影響もあり、牛肉の消費が低迷し収入が減少する中、飼料価格の高止まりにより生産コストが上昇しているため、収益性の低下が懸念されております。

収益性の改善に向けては、四つの柱の下に生産性の向上やブランド化等の取組を強化してまいります。

一つ目の柱である、「高品質な牛づくり」に向けては、遺伝子を調査して、枝肉成績が良い牛を生む雌牛を選抜して増やしていくとともに、口溶けなどのおいしさの特徴を持つ県産種雄牛の造成に取り組んでまいります。

次に二つ目の柱である、「飼育環境の改善」に向けては、意欲ある肉用牛経営体が、発情発見装置などのICT技術活用による作業の省力化や、ミスト装置などの暑熱対策による生産性向上を図るために必要な機械導入を進めてまいります。

三つ目の柱である、「低コストな餌づくり」に向けましては、自給飼料の一層の生産拡大を図ってまいります。具体的には、牧草を耕さずに種まきする省力生産の普及や、県で開発した栄養価が高く多収性の稲を発酵させた飼料の利用、さらに、堆肥を有効活用した子実用トウモロコシの低コスト生産などを進めてまいります。

最後に四つ目の柱である、「総称山形牛のブランド力向上」に向けましては、おいしさの指標の一つである一価不飽和脂肪酸・MUFAを枝肉市場で測定・表示する体制を構築してまいります。

こうした取組を総合的に推進することで、肉用牛経営の収益性改善による経営の安定化、ひいては本県肉用牛のさらなる振興につなげてまいりたいと考えております。

最後に、県産牛肉の輸出についてお答えいたします。

県産牛肉については、台湾、香港を中心に輸出され、令和六年度の輸出額が推計で四億六千万円と、米の五億三千九百万円に次ぐ本県の主要な輸出品目となっております。

県では、これまで、県国際経済振興機構や現地の輸入パートナーと連携して、バイヤー招聘や商談支援、現地プロモーションを展開し、海外におけるブランドの認知と定着、販路の開拓・拡大を推進してまいりました。その中では、台湾、香港といったアジア地域に加え、米国、豪州からも総称山形牛の持つ高品質・良食味を高く評価する声をいただいております。

現在、台湾やタイへの輸出については、県内の食肉処理施設で屠畜処理ができるものの、香港や米国等への輸出は、県内に輸出先の衛生管理等の輸出基準を満たす施設がないため、県外の食肉処理施設を利用しているところであります。県外での屠畜処理は、長距離輸送によりコストが増大する上、県外施設の処理能力にも限りがあり、出荷を制限

されるといった状況にあります。

このため、香港や米国、豪州などへの輸出を拡大するためには、県内に輸出相手国の牛肉輸出基準を満たす新たな食肉処理施設を整備する必要があります。

新たな食肉処理施設については、食肉公社、食肉流通事業者など十九の組織・団体が構成する「山形県食肉流通・輸出促進コンソーシアム」において、整備に向けた検討を進めております。試算では、株式会社山形県食肉公社の施設を香港や米国向けの輸出基準を満たす施設に建て替える場合、百五十億円を超える事業費が見込まれております。

新たな施設整備については、整備費用の負担方法や整備後の運営等の面で大きな課題も抱えておりますが、県産牛肉の輸出拡大に向けては、必要な施設でありますので、県としましては、コンソーシアム関係者とともに、課題解決に向けて検討を前に進めてまいりたいと考えております。

○議長（田澤伸一議員） 永尾県土整備部長。

○県土整備部長（永尾慎一郎君） 県土強靱化の取組についてお答え申し上げます。

近年、大雨や大雪による自然災害は、全国的に激甚化・頻発化しており、本県においても令和二年、四年、六年の大雨で甚大な被害が発生いたしました。また、集中的な降雪も県民生活に大きな影響を与えており、今冬も家屋の倒壊や主要な道路での通行止めが発生しております。

こうした中、県民の安全安心な暮らしを確保するためには、治水対策、交通ネットワークの強化、橋梁などの長寿命化など、インフラを適切に整備、管理することで、県土の強靱化を一層進めていく必要があると考えております。

治水対策に関しましては、過年度の災害で被災した箇所での早期の復旧に努めるとともに、再度災害防止に向けた緊急治水対策プロジェクトを着実に推進し、治水安全度を向上させます。

あわせて、ハード対策とソフト対策を一体で進めることで流域全体の水害を軽減させる流域治水にも取り組んでおり、村山市の大胆川におきましては、県内二例目となる特定都市河川の指定手続を進めているところでございます。

また、老朽化や損傷が進むインフラの長期的な視点に立ったメンテナンスも重要で、橋梁や下水道施設などの維持管理を予防保全型に転換してまいります。議員御指摘の舗装の修繕につきましても、AI技術を活用して路面性状を把握するなど、損傷の度合いを踏まえて、効率的に進めてまいります。

こうした強靱化対策については、県ではこれまで、国の防災・減災国土強靱化のための三か年緊急対策及び五か年加速化対策に加え、地方財政に有利な緊急浚渫推進事業債や緊急自然災害防止対策事業債を活用し推進してまいりました。

さらに、昨年六月には、第一次国土強靱化実施中期計画が閣議決定され、令和八年度からの五年間における事業規模として、これまでを大きく上回る二十兆円強程度をめどとすることが示されました。

県としましては、近年の資材価格や人件費の高騰が続く中、着実に取組を推進していくため必要な予算の確保に加え、雪国特有の課題に応じた措置が講じられるよう、今後とも政府に粘り強く訴えかけてまいります。

引き続き、山形の将来を担う若者をはじめ、県民誰もが安心して住み続けられる災害に強い県土づくりを推進してまいります。

○議長（田澤伸一議員） 二十八番能登淳一議員。

時間がありませんので簡潔にお願いいたします。

○二十八番（能登淳一議員） 自衛隊の憲法上の位置づけについて、知事からは慎重な御答弁があったわけでありませぬけれども、時代の変化に合わせて、国家国民の議論をしていくべきという意味では、ある意味一歩踏み込んだ御答弁ではなかったかと拝聴させていただきました。

あわせて、小野田紀美経済安全保障担当大臣が防衛大臣政務官時に、防衛力増強について述べた談話があります。パワーバランスこそ抑止力だと発言されております。このパワーバランスの一つに、士気旺盛なる自衛隊の位置づけがあると認識しております。

そして、先ほど述べさせていただきましたけれども、改めて申し上げますが、自衛隊の憲法上の位置づけこそが現下あるいは恒久平和に資する、あるべき国の姿と改めて痛感しているところであります。

結びに、新たに挑戦する柴田正人議員に心からエールを送り、質問を終わりたいと思います。ありがとうございます。

○議長（田澤伸一議員） この場合、休憩いたします。

午前十一時十分再開いたします。

午前 十一時 三分 休憩

午前 十一時 十分 再開

○議長（田澤伸一議員） 休憩前に引き続き会議を開きます。

質疑及び質問を続行いたします。

十四番梅津庸成議員。

○十四番（梅津庸成議員） おはようございます。県政クラブの梅津庸成です。

吉村美栄子知事には、県政課題が山積する中で、山形県百五十周年の節目の年に、これからの山形県を将来につなぐ、発展させるための予算として、二十五年ぶりに七千億円を超える県予算案を上程し、多くの新しい事業が盛り込まれています。

次の山形県の五十年に向けた大事な予算だと思えます。上程された予算案について、幾つかの点について当局の考え方を確認させていただきたいと思えます。

過日、日銀山形事務所より最新の金融経済概況が発表され、県内の景気について、十四か月連続で「持ち直している」との判断が示されました。前年を上回る小売販売額に、旺盛なインバウンド需要に支えられたサービス消費などから、個人消費は「緩やかに回復している」との判断を継続し、公共投資につきましても、一昨年夏の豪雨災害からの復旧工事の本格化により「大幅に増加している」との判断でありました。

より俯瞰して山形県経済について見ますと、知事の説明にもありましたとおり、一月一日現在で九十九万一千二百七十九人と、十二月比でも一千二百二十七人の減と人口減少が進む中であっても、県内総生産額はこの十年増加傾向にあり、十年間の増減率が全国平均で一三・四％増に比して、山形県は一五・一％増と、一人当たりGDPが二七・六％増となっております。

この成長を牽引しているのが、鶴岡市を中心とする電子部品、デバイスなどの製造業、そして東根市を中心とする製菓業であり、最近のAIなどを使用したデジタル関連製品の需要の高まりなどが大きく影響している状況となっております。

国際情勢の変化などにより、この状況がこれからも続くかどうかは分かりませんが、人口減少の中でも今後も経済成長をしていくためには、日銀山形事務所によりますと、他地域の状況も踏まえた分析から、第一に、AI等のデジタル技術使用により労働投入量を節約したり、労働力を必要とする業務の規模拡大から脱却して、製品、サービスの高付加価値化など質的向上を集中することに移行して生産性を向上させること。第二に、産官学が連携して新たなイノベーションを創出し、価値あるものとして産業化していくこと。第三に、人口減少とはいえ、就業者数をできるだけ減らさぬよう、外国人、副業人材、再雇用、スポットワーカーの活用などを図っていくことが重要だとしています。

今般の山形県令和八年度予算案においては、デザインやアニメ、ゲームなどを扱うクリエイティブ産業を重視すること、また、外からの産業誘致だけでなく、年間売上げ百億円以上を目指す既存の中小企業支援に力を入れていく姿勢を明らかにしておられます。

AIなどをフルに活用し、人口減少に見合った形で労働集約していくこと、そしてまた、大学等の研究機関や既存の中小企業、特に製造業における研究開発への重点的支援により、新たなイノベーションを創出していくことが、人口減少下における経済成長を継続していく上で何よりも重要と私も考えますが、電子製品やデバイス、製菓業のほか、現在の経済情勢に関する認識及び将来の予測を踏まえ、どのような産業分野に着目し、県内経済の持続的発展に向け産業振興を図っていくのか、知事にお伺いしたいと思います。

人口減少の中で経済成長を果すためには、労働力を集約することに加え、就業者数をできるだけ減らさぬようにしていくことが重要であるとされていると、今ほど述べさせていただきました。

まさしく人口減少下における労働力として外国人の活用が進んでおり、山形県においては、一万人を超える外国人が居住する中で、令和七年十月末時点で七千二百八十三人の労働者が雇用されているとの統計になっています。前年比で六百二十二、九・三％の増となっており、この傾向は続くものと考えられます。

現場の話も聞いても、既に外国人労働者なしには業務が成り立たないとする中小企業経営者が多数であり、外国人雇用を行う企業の業績が好調であることを刮目して見ているところです。

一方で、外国人の犯罪や地域における住民生活を不安定にさせる状況が多く報道されており、過去二回の国政選挙においても政策課題として取り上げられ、外国人労働者に厳しい立場を取る政党が躍進しました。

高市政権は、さきの衆議院議員選挙において、出入国・在留管理や税・社会保障制度等について、国民の不安と不公平感に正面から応えることを掲げるとともに、外国人が社会の一員として日本の文化・ルールを理解し活動できる環境を整備するとし、具体的には、在留資格の厳格化、特定技能・育成就労制度の受入れの見直し、土地取得に関するルールの検討、帰化要件の厳格化などを実施していくことが一月二十三日の関係閣僚会議で決められています。

これまでの基本的な考え方が全面的に書き換えられ、「ルールを逸脱する行為や制度の不適正利用に国民が不安や不公平を感じる状況に対処する必要がある」と明記し、外国人の「受入れ・共生」から「秩序」を共生社会の土台に位置づけると転換しています。

山形県は令和六年度を「多文化共生元年」とし、令和七年三月に多文化共生推進プランを策定し、地域において、

日本人住民と外国人住民が安心して暮らせる環境整備を推進するとしています。

山形県の経済発展にとって、既に外国人労働者は不可欠になっているところ、罪を犯す外国人は排除せねばなりません。できる限り地域社会と共生していくことのできる環境をつくっていくことは、依然、山形県の継続的経済発展にとって重要であり、今後、単なる交流ではない、より地域住民にとって安心安全感を与える外国人施策を進めていくことが必要になると考えます。

国が示した「外国人の受入れ・秩序ある共生のための総合的対応策」に対する知事の所感と、山形県における外国人材の確保を社会の安定との関係でどう行っていく方針か、茨城県のように、外国人の不法就労通報で報奨金を設けるなど、新たな措置を県としてつくっていくのかなど、具体的な事業の検討を含め、知事のお考えを伺います。

女性は、言うまでもなく、山形県の産業の継続的発展のための重要な人材です。

県内の様々な団体との交流の中で女性リーダーの皆さんにお会いする機会がありますが、その多くが男女共同参画センターで開催されている「チェリア塾」の卒業生で、男女共同参画センターが大きな役割を果たしていることを実感しております。

女性の活躍のための様々な努力がなされている一方で、若者の県外流出、特に女性の流出は全国で見ても依然顕著であり、さらに女性一般労働者の所定内給与についても、全国四十三位と低い状況となっています。

給与等の経済的状況に加えて、男性優遇の性別役割分担意識や無意識の偏見・思い込み、いわゆるアンコンシャスバイアスが強いことも、女性の県内定着の阻害要因になっているとされています。

県においては、山形県男女共同参画計画を策定し、「男女共同参画社会の実現に向けた基盤づくり」「男女がともに活躍できる環境づくり」「安全・安心に暮らせる社会づくり」を行い、課題の改善のために動いてきましたが、計画期間が本年三月に終了することから、現在、次期計画策定が進められていると承知しております。

現行計画が策定された令和三年以降、A I の活用やテレワークの拡大など、目まぐるしい社会環境の変化の中で新しい働き方の可能性が広がってきている一方で、女性の県外流出は歯止めがかからない状況が続いております。

私は、県内企業の賃金向上や処遇改善、子育てしやすい環境の整備に加え、幼稚園教諭や保育士を養成する大学や短期大学などの女性の定着率が高い教育機関をしっかりと支援し、維持していくことも、女性の県内定着に向けた大きな視点の一つであると考えます。

既に次期計画案が公表されており、その概要を拝見いたしますと、解決すべき課題が三点、第一に、先ほど述べたアンコンシャスバイアスの解消などの「意識改革の強化」、第二に、女性が積極的にチャレンジできる環境づくりや、誰もが希望に応じた働き方ができる体制整備、いわゆる「働き方の見直し」、第三に、様々な困難を抱える人に寄り添った支援の充実など「暮らしの安全安心の確保」が掲げられ、それぞれへの対応が示されています。

本県は、今まさに少子高齢化や人口減少という大きな課題に直面していますが、計画に掲げる三点の課題は、男女共同参画を進める上での課題にとどまらず、産業を含む本県全体の活力維持や幸せな県民生活づくりのためにも極めて重要なテーマでもあります。

あらゆる分野に男女共同参画の視点を取り入れることで、これまでとは違った考え方や新しいアイデアが生まれ、様々なイノベーションにつながる可能性があるとともに、女性の意見やニーズを反映することで、誰もが暮らしやすい社会の実現も期待されると考えます。

次期計画策定を機に、これまで以上に強力に具体的取組を進め、山形県の産業を継続的に発展させる労働力を確保するだけでなく、県民の生き方を変え、幸福感を増進していかなければなりません。

この意味で、今回の計画改定は大変重要なものになると考えますが、この三つの課題に対応して、具体的にどのような取組を考えているのか、しあわせ子育て応援部長にお伺いいたします。

ふだんの生活から産業、教育、働き方など様々な分野まで人工知能・A I の活用が大きく広がってきています。チャットGPTやGemini（ジェミニ）、Copilot（コパイロット）、Claude（クロード）など様々なA I が活用されてきています。

政府も令和七年十二月に「人工知能基本計画～『信頼できるA I』による『日本再起』～」を閣議決定し、A I 利活用の加速的推進を掲げ、具体的に各省庁が取り組むべき内容を例示しながら、「投資規模では出遅れたが、極めて広範な産業基盤を有する日本が、『信頼できるA I』で勝ち筋を見つける好機である」とし、反転攻勢を今こそ行うことが必要であると述べています。

身近でも、先日、山形県行政書士会山形支部において、A I に関する研修会が行われ、また、その他の士業界においてもA I の活用が進む状況になってきており、不動産鑑定士、弁護士、税理士などとの会話でもよく話題になっております。

文章の生成だけでなく、コンサルタント的な業務、さらには、例えばClaudeでは、プログラミングまで行うことができ、ゲームの作成はもとより産業機械に必要なプログラミングまで生成し、かつ、その不具合を発見、修復

まで行うことができる実用的なものとなっていることが報じられています。

行政府においても、防衛省において国会答弁資料作成の試行が始まるようであり、元業務従事者として効率化が図れることは間違いないと感じます。

また、南陽市において「一発OK!!市民も使える！生成AI活用事例集（プロンプト集）」七百六十例を公表しており、「政令指定都市ならまだしも、人口三万人を切る地方自治体が本気を出して作り上げた」と驚きを持って受け止められています。

これらのプロンプトには、業務改善や生産性向上を目指す際に用いられる「排除・結合・交換・簡素化」の四つの視点・E C R Sの思想が組み込まれており、文章作成、要約はもちろんのこと、幅広いカテゴリで、フォームに必要事項を入力するだけで結果が出てくるようになっていきます。これが自治体内部だけでなく、市民、一般人が無料で使える形で公開されており、極めて実践的なものとなっていることに私自身も驚愕しております。

現在のAIの活用状況を見ると、一九九〇年代のパーソナルコンピューターとインターネットの登場で、役所の業務を含め多くのことが変革した時代を思い出します。閣議決定に見られるように、停滞する日本経済を反転攻勢させるよい材料であると考えており、山形県としてこの状況をどう捉えているのか。

現在、山形県としては、令和三年三月に策定された「Y a m a g a t a 幸せデジタル化構想」を改定、改称し、「やまがた県民幸せDXビジョン」として、最終の検討段階にあると聞いています。

そこで、各種分野でのAI活用事例の取りまとめを行い、実務に活用させるなど、人口減少下においても効率を上げ、価値を高め生産性を上げることのできる柱として、AIを積極的に活用したDXを今後一層推進していくべきではないかと考えますが、みらい企画創造部長の見解をお伺いいたします。

山形県の発展を支えるものは何か。数ある答えの中で最も重要なものの一つが、人づくりだと思います。

山形県の小中学生の学力が下がっています。かつては「教育県山形」「普及・実践の山形」と言われ、全国学力・学習状況調査においても上位に食い込んでいた山形県ですが、二〇二四年度の調査では、小学校六年生について、国語で三十九位、実質的に下から二番目、算数で四十四位、こちらも実質的に下から二番目と、全国下位に位置づけられる県となってしまいました。

二〇二五年度においては、小学六年生は国語と算数は全国平均を下回り、理科が全国平均を上回る結果となり、中学三年生においては国語と理科は全国平均とほぼ同じだが、数学は全国平均よりも三・三ポイントも低く、過去五年で最も大きく下回ったとのことであります。

隣県秋田県を見ますと、二〇二四年度に小学校が国語で全国一位、算数で五位となっており、大きく差をつけられてしまっています。この事態に対し、県教育委員会は、「学力の育成に結びつく授業が各学校に浸透するよう、市町村の教育委員会と連携していきたい」とするものの、目に見える具体の対策が示されていませんでした。

このたび、令和八年度予算案において、「質の高い・深い学び推進事業費」約二千三百万円が新規事業として計上され、この状況の改善を図るとされています。

学校の現場の状況を見ますと、学力向上が山形県の教育課題の第一であると教育長が繰り返し伝えていることが浸透してきており、学校での先生方による熱い指導の必要性和学力考査結果のフィードバック、そして家庭と連携した学習指導の必要性などが、現場でも問題意識として共有されてきているようであり、こうした現場の積極的姿勢に加えて、具体の対策が今回事業化され、学力改善の方向に向かって進むことは非常に好ましいことだと思います。

高校においては、探究的な学習により、自分自身で考える力を伸ばしていくことは大変結構なことではありますが、確かな学力こそ全ての基礎であると私は考えます。

少し話はずれるかもしれませんが、この意味でも、東北では既に廃止された学力考査のない高校入選の制度などは早急に廃止し、改めることが大事だと思います。

いよいよ令和八年度より、確かな学力の育成に向けた取組を具体の事業として本格的に開始することについて高く評価し、今後の結果に期待するところではありますが、本事業に対する教育長の思いと、そしてどのような具体的な目標を掲げていくのか、何年後に何位まで引き上げることを考えているのか、教育長の御答弁をお願いいたします。

災害などの緊急時にしっかりとした対応がなされ、被災者の支援が行き届かなければならないことは言うまでもありませんが、こうした支援は平時から準備がなされなければ力を発揮することはできません。

昨年十二月に防災くらし安心部消費生活・地域安全課主催の「多様な主体による被災者支援を考えるセミナー」に参加する機会がありました。県内各地から災害時に被災者を支援するNPO団体や企業等、関係行政担当者、市町村の社会福祉協議会職員が集まり、災害発生後の被災者支援のためにそれぞれの組織が持つ能力をどう生かすかという観点から、活動内容の調整や情報共有を効率的かつ有効に実施する組織の在り方について、平成三十年の北海道胆振東部地震の経験を基にした講師の話聞き、また、参加者によるワークショップを実施し、理解を深めるセミナーとなっていました。

近年の災害を通じて明らかになってきているのは、災害ボランティアセンターとは別に、都道府県域で行政を含む多様な被災者支援の担い手間の連携や情報共有、役割分担等の調整を行う機能、いわゆる災害中間支援組織、災害中間支援機能が必要になってきているということです。

こうした災害中間支援組織の一般的な必要性が唱えられていることは十分に認識はしていたものの、多様な団体の持つ力を被災者のニーズに合わせてタイミングよく支援するためには、調整機関がやはり必要だということを、このワークショップを通じて改めて感ずることができたと思います。

なお、私がワークショップで驚いたのは、参加した行政関係者が各種災害支援を行う具体的NPO団体をほとんど知らないということでした。

一昨年の庄内・最上地域での豪雨災害時に、私も現場に幾度となく足を運ばせていただき、ボランティア活動及びボランティアセンター支援活動を防災士の仲間と実施いたしました。ボランティアセンターでの調整については、県外から支援団体が入り、各種団体の調整を行っている状況であったと認識しています。

現場では様々な団体が行き来しており、避難所等へ赴いたが支援が空振りであったりすることもあったようであり、効率的で被災者が真に求める支援活動を行うことが重要であると考えます。

先日、山形県災害歯科保健医療連絡協議会にオブザーバー参加する機会があり、山形県における日本災害歯科支援チーム・JDAT（ジェイダット）の立ち上げが行われました。JDATは新規活動の一例ですが、新たな団体や県外からの様々な団体が支援にやってくる中で、まずもって県内の団体に何ができるのか、日頃から集まり意見交換を実施し、顔の見える関係を構築しておくことが重要と考えます。

令和八年度においては、この災害中間支援組織の構築に向けてどのような具体的な取組を考えているのか、防災くらし安心部長の御答弁をお願いいたします。

昨年の農業界は、米価格の高騰と米生産の在り方に揺れ動いた一年でありました。令和四年産、五年産の米の需給バランスが崩れ、いわゆる令和の米騒動が発生しました。供給を抑え、米価の維持を優先する農業政策、いわゆる生産調整政策に限界が来ているとも言われます。

猫の目行政と言われ、目まぐるしく変わる米政策ですが、国民が生きるために、主食である米の自給生産がしっかり行われ、適正価格で供給されることが不可欠であり、そのために人材確保を含む基盤整備が安定して行われなければならないと思います。

山形県の圃場整備について言えば、ほぼ一巡し、さらなる大区画化、集積に着手し、生産効率化を図らねばならない段階に来ていると認識しています。

山形市及びその周辺の圃場に目を向けますと、県営圃場整備事業が行われたのは山形中部が昭和五十年、山辺南部が昭和六十二年、須川西部が昭和六十三年と、圃場整備から約四十年から五十年という年月が過ぎている状況のようです。

県都山形市においては、西部地域を中心に優良な圃場が広がっており、集積が進んで百町歩を預かる若い農家も出てきています。GPSを使用した大型耕作機械導入の基盤も整備されており、圃場のさらなる大区画化、集積がますます求められる環境も出てきています。

特に山形市のような都市農業は消費地が近接しており、輸送コストの低減、地産地消や食育の推進、田んぼダムの取組による治水対策やヒートアイランドの緩和など、様々な観点からの利点や価値を有しており、積極的に維持・推進すべきものと考えます。

圃場整備事業の実施には、土地所有者の合意が基本にあり、中には都市開発を望む所有者もいることから、合意が容易でないことは十分理解していますが、西山形地区など幾つかの地区において勉強会が開催され、都市部における圃場整備に向け、期待を持って取り組まれてきている経緯もあると聞いております。

こうした動きも踏まえ、一巡する圃場整備事業の今後の対応として、県として都市部における土地改良推進についてどう考えておられるのか、合意形成への後押しなども含め、地域からの県の取組への期待をどう受け止めているか、今後の土地改良と生産性向上の方向性について、農林水産部長の見解をお伺いします。

最後に、物価高騰下での県における適正価格の契約について質問します。

本件については、ちょうど一年前の代表質問において取り上げさせていただいた内容ですが、その後も同僚議員からも質問が繰り返されている内容でもあります。

一年前、私は、各団体等に業務を委託する主体として、県自身が物価高、人件費高に対して積極的かつ適切に価格転嫁をさせているのかどうかを聞かせていただきました。特に人件費部分については、団体としてなかなか価格転嫁を県に求めることができず、高騰分を団体の経費で対応せねばならなくなっているとの訴えについて伺ったところであります。

総務部長からの回答は、おおむね委託料等については、令和六年度の予算額に三%程度を上乗せした予算要求可能

額を設定し、令和七年度予算案においては、道路除雪費以外の事業全体で五・八%増額となっており、必要な額が適切に予算計上されているとの回答でありました。

委託業者など現場からの声は、そうした回答とは程遠いものでありました。価格転嫁が県としてもしっかり行われているかどうかについては、絶えず県の対応を問うていかなければならないと思いますところ、令和八年度においては、どのような対応をするのか、今回の私の質問においては角度を変えて、予算執行の際にチェックする立場にある会計局においてどう対応することができるのか。単なる契約書等のチェックのみならず、物価高騰に対応した価格で契約するよう十分に指導等を行ってみたいと思っているところではありますが、会計局としての認識と対応について、会計管理者にお伺いいたします。

以上、私からの質問は八問でございます。御答弁方どうぞよろしく願いいたします。ありがとうございました。
○議長（田澤伸一議員） この場合、答弁を求めます。

答弁の順は私から指名します。

吉村知事。

○知事（吉村美栄子君） 梅津庸成議員から私に二問御質問頂戴しました。順次お答え申し上げます。

まず一点目は、本県の経済情勢の認識と今後の産業政策についてであります。

本県経済は、人口減少が進行する中にありましても、製造業を中心に、事業者の皆様のたゆまぬ御努力により、着実な成長を遂げてまいりました。

実質、名目ともに、県内総生産はこの十年増加傾向にあり、一人当たり県民所得は、直近の令和四年に東北第一位となっております。これは本県産業の底力を示すものであると捉えております。

また、令和五年の工業製品出荷額は三兆三千五百億円を超え、過去最高を更新いたしました。中でも半導体関連産業は出荷額全国四位、その付加価値額は全国一位と、本県の基幹産業として確固たる地位を築いております。高度な技術力を有するものづくり企業の集積こそ本県最大の強みであります。

本県経済を取り巻く状況は、国際情勢の不安定化や米国をはじめとする世界各国の通商政策の変動、為替やエネルギー価格の影響、人手不足の深刻化など大きく変化しております。

先の見通しにくい状況の中で、本県経済が持続的に発展するためには、本県の強みである技術力を中核に据え、徹底した高付加価値化とAIなどのデジタル技術の活用による生産性向上に取り組み、新たなイノベーションを創出することが不可欠であります。

こうした基本的な考え方の下、製造業の中で今後特に力を入れて取り組むべきは、まずは半導体関連産業のさらなる高度化と集積強化であると考えます。半導体産業は、政府において経済安全保障上の重要な分野に位置づけられ、供給網の強靱化と競争力強化に向けた政策が強力に推進されております。具体的には、半導体の製造や研究開発への補助金、税制優遇、拠点形成等の支援が重点的に図られており、本県においてもさらなる投資が期待されることから、県内企業の取引拡大や人材育成の強化に取り組むとともに、戦略的な企業誘致を進め、世界市場と結びつく産業基盤をより強固なものとしてまいります。

また、地域資源を生かした食産業も有望な分野であると考えます。世界に誇る高品質な本県農産物と大学・研究機関、県工業技術センターなどの技術シーズを融合させ、新たな食材や製造技術、新製品の開発に取り組んでまいります。また、ユネスコ食文化創造都市である鶴岡市では、食文化を世界市場に接続し、持続可能な経済をつくるガストロノミックイノベーションによる新産業の創出を目指しており、県としても世界的な食料需要の拡大を見据え、こうした取組と歩調を合わせ、新たな産業の柱の一つに育ててまいりたいと考えております。

さらには、整備、検討が進む洋上風力発電など、再生可能エネルギーを活用した産業振興も重要な要素であります。脱炭素という世界的潮流を見据えた新技術・新製品の開発支援に加え、工業団地への再生可能エネルギー導入を推進し、本県への企業誘致のインセンティブを高めるなど、環境価値と経済価値の両立を実現してまいります。

県としましては、多様な人材が活躍し、国内外で価値を創出し、成長し続ける産業社会の実現に向け、将来を見据え果敢に挑戦する企業を強力に後押しし、本県産業の競争力の源泉である企業の稼ぐ力を一層高めてまいりたいと考えております。

二点目は、外国人材の確保に対する考えについてでございます。

政府が取りまとめた「外国人の受入れ・秩序ある共生のための総合的対応策」は、一部の外国人による我が国の法やルールを逸脱する行為等に対し、国民が感じている不安や不公平感に対処する必要があるとの現状認識の下、「国民と外国人の双方が安全・安心に生活し、共に繁栄する社会の実現を目指す」という基本的な考え方を示したものと承知しております。

全国知事会では、昨年十一月に「多文化共生社会の実現を目指す全国知事の共同宣言」として、「ルールを守る外国人には地域社会の一員としての機会を保障する一方で、違法行為や制度の不適切利用については国と共に厳正に対

処します」とのメッセージを発信しているところであります。多文化共生を進めていくためには、直面する課題に対して一定のルールづくりは必要であると考えております。

このたびの総合的対応策の中では、外国人が地域社会で生活する上で必要となる日本語や社会制度を学習するプログラムの創設の検討も打ち出されており、共生に向けた政府の取組が進むことを期待しているところであります。

現在、あらゆる分野で人手不足が深刻化しており、県内では、製造業や建設業、医療・福祉、宿泊業・飲食サービス業などの幅広い業種において、外国人材の受入れが進んでおります。今後も地域社会や産業の担い手として外国人材の活躍がさらに拡大することが見込まれます。

こうした中で、県では、日本人も外国人もお互いを認め合い、地域を構成する一員として共に活躍できる地域社会の実現を目指して、昨年三月に、山形県多文化共生推進プランを策定し、各種の取組を進めてきているところであります。

具体的には、外国人材の受入れ・定着を促進するため、外国人材採用支援デスクを設置し、外国人材を採用しようとする県内企業からの相談に対して情報提供や助言を行うなど、企業の外国人材の確保を支援しております。

また、日本人も外国人も安心して暮らせる環境を整備するため、県内に暮らす外国人からの相談に多言語で対応しているほか、日本語教室の開催を進めております。このほか、ごみ出しのルールをはじめ生活に密着した情報の多言語による周知活動など、外国人材を雇用する事業者や市町村等が独自に環境整備に取り組む場合に活用できる補助制度も新たに設けております。

加えまして、地域における日本人と外国人の相互理解と交流を促進する観点から、日本人と外国人が互いの文化や体験イベントを通して交流を深める「”世界はとなり、やまがたフェス”」を初めて開催しましたほか、やさしい日本語の普及啓発にも取り組んでおります。

全国的に外国人が増加している中、それぞれの県が地域の現状を踏まえて必要な取組をされており、議員のお話にありました他県の事例、茨城県の不法就労の通報報奨金制度などありますが、そういった事例につきましても、その取組の一つと受け止めているところであります。

県としましては、外国人材は地域社会の重要な担い手になり得ると考えておりますので、市町村や関係団体、企業等と共に、日本人と外国人の双方が安心安全に生活できる地域社会の実現に向けて引き続き取り組んでまいりたいと考えております。

○議長（田澤伸一議員） 會田みらい企画創造部長。

○みらい企画創造部長（會田淳士君） AI等デジタル社会の構築に向けた県の戦略について御説明を申し上げます。

AIは急速に技術進歩しており、様々な分野において効率性や利便性を大きく向上させるテクノロジーとなっております。

政府は、人工知能基本計画において、AIは、効率化や生産性向上にとどまらず、新たな事業や市場の創造、社会課題の解決、さらには国民生活の質の向上、安全安心の実現に寄与するものと位置づけ、我が国としても「世界でもAIを開発・活用しやすい国」を目指すとしております。

本県におきましても、人口減少の進行に伴い、各分野において人手不足など多くの課題がある中、これら乗り越えるため、AIは重要な役割を果たすものと認識しております。暮らしの安全安心、産業の高度化、行政の効率化など、あらゆる分野で積極的に活用していく必要があるものと認識をいたしております。

こうした考えの下、現在、策定作業を進めております「やまがた県民幸せDXビジョン」では、デジタル施策の推進に当たり、県の組織全体で共有すべき基本的な考え方を「行動指針」として新たに設けることとしており、その一つとして、「データとAIの徹底活用」を掲げております。AIを有効活用することにより、効率的な政策立案や新たな価値創出を図り、社会全体の生産性向上につなげることとしております。

具体的な取組としては、まず、産業分野では、県内企業がビジネスにAIを導入・活用する際、希望に応じて専門アドバイザーを派遣し、課題解決に向け丁寧に支援するほか、医療の分野では、県立病院において画像診断を行う際の病変——病気が変わっている様子ですね、病変が疑われる箇所の検出支援や、読影レポート作成にAIを活用することで、医師の診断精度の向上や負担軽減を図ることとしてしているところであります。

行政事務におきましても、山形県生成AI活用方針を定めまして、職員が生成AIサービスを使用できるようにし、業務の効率化や行政サービス向上のための積極的な活用を促しているところであります。

加えて、各分野の先進事例をホームページなどで機会を捉えて広く紹介することで、各主体の取組を後押ししてまいりたいと考えているところであります。

県といたしましては、AIの最新動向を的確に捉え、県民や企業におけるAI活用の普及拡大を図るとともに、DXビジョンに基づきAIを徹底活用したデジタル施策を重点的に推進してまいりたいと考えております。

○議長（田澤伸一議員） 庄司防災くらし安心部長。

○防災くらし安心部長（庄司雅人君） 災害中間支援組織の構築に向けた取組についてお答えいたします。

大規模災害発生時の被災者支援においては、被災家屋等からの泥出しや家財の片づけなど、一般的なボランティア活動に加え、重機を使用した災害ごみの撤去や屋根へのブルーシート張りなど、専門的スキルを必要とするボランティア活動が重要な役割を担っております。

令和六年七月の大規模災害では、未曾有の被害が広域に発生したことから、最上・庄内地域の八市町村が災害ボランティアセンターを立ち上げ、被災者ニーズの把握やボランティア団体等の活動支援・調整を行いました。

県でも、県災害ボランティア支援本部を立ち上げ、県社会福祉協議会や日本青年会議所、NPOなど関係団体と被災情報等を共有するとともに、市町村災害ボランティアセンターからの要請に応じ、必要な人材を派遣するなど、その運営を支援したところであります。

こうした中、被災地の最前線からは、必要な支援が届かない、逆に、支援に赴いたのに必要とされなかったとの声も聞かれ、被災者ニーズとNPO等ボランティア団体とのコーディネートの課題が顕在化いたしました。

被災地の早期の復旧・復興につなげるためには、多様な被災者ニーズに対応し、専門的NPO等団体の活動の調整を行い、被災地の災害ボランティアセンター等をつなぐ災害中間支援機能の役割が必要となります。あわせて、迅速かつ的確に被災者ニーズに対応するため、平時から各種NPO等団体と市町村や社会福祉協議会等が顔の見える関係を構築しておくことも重要であります。

このため県では、災害中間支援組織の構築に向け、今年度、内閣府のモデル事業を活用し、被災者支援に取り組むNPO等団体を調査把握するとともに、NPO等団体や社会福祉協議会、行政関係者を対象としたセミナーを開催し、他県の災害中間支援組織の活動の実践例を学ぶことで、その必要性を共有いたしました。現在、県と県社会福祉協議会、被災者支援団体等による検討会を重ね、災害中間支援組織の構築に向けた具体的な検討を進めているところです。

県といたしましては、来年度も引き続き内閣府の事業を活用し、被災者ニーズに合った支援活動や支援の「もれ・むら」をなくすべく、被災者支援に取り組むNPO等団体のさらなる掘り起こしに努めるとともに、セミナーの開催等を通して、各種NPO等団体と県や市町村、社会福祉協議会等が平時から顔の見える関係を構築し、多様な主体が連携して被災者ニーズと支援者をつなぐ、実効性の高い支援体制を備えた災害中間支援組織の構築に向けてしっかりと取り組んでまいります。

○議長（田澤伸一議員） 齋藤しあわせ子育て応援部長。

○しあわせ子育て応援部長（齋藤恵美子君） 次期山形県男女共同参画計画についてお答えいたします。

人口減少が進む中、本県が活力を維持し持続的に発展していくためには、性別に関わりなく、誰もが個性や能力を十分に発揮して活躍できる男女共同参画社会の実現が不可欠であります。

次期計画の策定に当たりましては、市町村や関係団体、県内で暮らして働く女性や学生等から幅広く御意見を伺うとともに、県男女共同参画審議会等で協議をいただきながら検討を重ねてまいりました。その中で、アンコンシャスバイアス解消のための継続した啓発や女性登用に向けた意識改革と環境整備、DV被害者へのさらなる支援等を求める多くの声をいただいたことを踏まえ、次期計画では、男女双方の意識改革の強化、チャレンジできる環境整備や働き方の見直し、暮らしの安全安心の確保を対応すべき課題として、基本の三つの柱の下、実効性ある取組を進めてまいりたいと考えております。

第一の柱「男女共同参画社会の実現に向けた基盤の強化」では、県民各層に向けた多様な生き方や価値観を尊重する意識の向上やアンコンシャスバイアスへの気づきを促すための情報発信、女性自身のチャレンジ意欲を高める交流会を開催してまいります。加えて、「共働き・子育て」の推進に向けて、男性の家事・育児参画の啓発や、外出先で授乳やおむつ替えができる「赤ちゃんほっとステーション」の企業・団体と連携した整備等を進めてまいります。

また、第二の柱「あらゆる分野において一人一人が活躍できる環境づくり」では、政策・方針決定過程への女性の参画拡大や女性が活躍できる職場風土の醸成に向け、経営者向けセミナーの開催や「やまがたスマイル企業認定制度」等により、女性の管理職登用やワーク・ライフ・バランスの促進、女性のキャリア形成支援に取り組んでまいります。

第三の柱「個人の尊厳が守られ、安全・安心に暮らせる社会づくり」では、DV被害者支援の充実に向けて関係機関の連携強化を図るほか、生活困窮など困難な問題を抱える女性への支援のため、安心して過ごすことができる居場所づくりを進めてまいります。さらに、男女共同参画の視点に立った防災対策の推進に向けて、県防災会議への女性委員の登用や防災人材の育成、避難所運営への参画促進等を図ってまいります。

県としましては、毎年度、審議会でご本計画の進捗状況を評価いただき、取組の充実を図りながら、関係部局とともに、市町村や企業、関係団体等と連携して施策を着実に進め、「多様な生き方や働き方で誰もが自分らしく輝ける山形県」の実現を目指してまいります。

○議長（田澤伸一議員） 高橋農林水産部長。

○農林水産部長（高橋和博君） 都市部での土地改良による生産性の向上についてお答えいたします。

本県は、早くから圃場整備に積極的に取り組んできたことから、三十アール程度以上の水田面積の割合が七九・九%と東北一位となっております。一方で、一ヘクタール程度以上の大区画に整備された水田面積の割合は四・八%と東北では最下位の状況にあります。

本県においても、今後、担い手の大幅な減少が避けられない中では、限られた労働力でいかに生産性を高めるかが大きな課題となっております。このため、市町村・関係機関と連携して地域の合意形成を促し、圃場の大区画化や農地の集積・集約化を進めていくことが大変重要であると考えております。

県では、令和七年三月策定の第五次農林水産業元気創造戦略において、令和十年度までに水田の大区画化面積を五千三百八十ヘクタールとする目標を掲げており、今年度は六十六地区百四十七ヘクタールで整備を進め、今年度末には大区画化の面積が四千七百三十六ヘクタールになる見込みであります。

議員からありました、住宅地や商業地に近い都市部の農地は、土地としての資産価値が高く、将来の売却や転用への期待感から、地域が一体となった圃場整備に向けた合意形成が困難な状況にあります。

一方で、山形市及びその周辺は三十アール程度の区画の圃場が多く、比較的平たんな地形であるため、畦畔を撤去する簡易な整備で大区画化する取組が行いやすい地域と捉えております。

そうした中、政府では、食料安全保障の確保を図る農業生産基盤の強化等を推進するため、令和七年度から十一年度までを農業構造転換集中対策期間と設定し、その一環として、意欲ある農業者が自ら畦畔撤去等の簡易な整備をし、農地の大区画化等を図る取組を支援する大区画化等加速化支援事業が令和七年度補正予算において創設されております。

県としましては、政府の大区画化等加速化支援事業を活用し、都市部の意欲ある農業者が行う大区画化に向けた小規模な簡易整備を支援してまいりたいと考えております。

なお、地域全体で圃場整備に取り組む場合は、引き続き営農形態や地形条件に適した整備に向けた合意形成が図られるよう、地域に寄り添った助言や計画づくりを支援してまいります。

また、生産性の向上に向けましては、農地の大区画化に合わせ、用排水路のパイプライン化や自動給水栓の設置、トラクター等の乗用草刈り機に対応できる幅広畦畔の整備などを一体的に進め、省力化と効率化を図ってまいります。

○議長（田澤伸一議員） 柴崎会計管理者。

○会計管理者（柴崎 渉君） 物価高騰下での県における適正価格での契約についてお答えいたします。

労務費をはじめ、エネルギー価格、原材料費等の上昇分が円滑に価格転嫁できる環境が整備されることは、企業が賃上げ原資を確保し、物価上昇を上回る賃上げを実現するために重要であります。県が発注者となる場合におきましても、コスト上昇分が適切に転嫁された適正な価格による契約が確実に行われる必要があり、長引く物価高騰の中、適正な価格で契約を行うことに対する一層の意識の確立が県の組織全体に求められていると認識しております。

予算執行においては、契約内容の決定をはじめ事業を執行するのは、各部局、総合支庁等となります。一方、会計局の主な役割は、財務会計上の手続の適正化を図り、推進することです。

このため、会計局では、近年の物価高騰を踏まえ、毎年度当初に定める財務会計事務処理方針において、契約事務の際には物価や賃金水準の上昇に十分配慮した上で、品質の確保や適正な価格での契約に努めるよう、令和六年度から全庁に通知しております。

また、入札契約制度の運用においては、契約内容の適正な履行を確保し、適正な価格転嫁を担保するため、印刷物の製造請負については最低制限価格制度を導入し、さらに建設関係以外の業務委託については低入札価格調査制度を導入しております。

令和八年度の予算編成方針においては、「適切な価格転嫁の実現に向けて、実勢を踏まえた適正な労務単価や資材価格を考慮した積算により要求する」とこととされており、今後の予算執行の段階においては、物価高騰への対応という観点からも、適正価格での契約と執行が重要となります。

このようなことから、令和八年度は、これまでの全庁的な通知等に加えて、新たに予算及び契約担当者を対象に、公正取引委員会が所管する「労務費の適切な転嫁のための価格交渉に関する指針」についての研修会を計画しております。この指針には、発注者は受注者から労務費の上昇を理由に取引価格の引上げを求められた場合には、協議のテーブルに着くことなどが記載されております。研修会では、労務費の価格転嫁のために発注者が取るべき行動、求められる行動、発注者側の取組事例などについて学んでいただくことを想定しております。研修会の開催により、適正な価格で契約を行う意識を予算担当も含めた実務担当者に広く浸透させたいと考えております。

このような取組により、業務委託等における労務費等の適切な価格転嫁と適正価格での契約の執行を推進してまいります。

○議長（田澤伸一議員） 須貝教育長。

○教育長（須貝英彦君） 確かな学力の育成に向けた今後の取組についてお答えいたします。

学校教育は、子供たちが自己実現を図り、社会の形成者として自立するための資質・能力、いわゆる生きる力を育成することを目標としており、その基盤となる確かな学力の育成は学校が果たすべき重要な使命であると認識しております。そのため、教員は、授業等の教育活動を通して、単に知識・技能のみならず、思考力・判断力・表現力や学びに向かう意欲なども含めた学力がどの程度身についたかを継続的に把握しながら、指導の在り方や家庭学習への取り組みませ方を見直し、さらなる向上を目指していく姿勢が求められます。

全国学力・学習状況調査は、良質な学力問題と多面的なアンケート項目を通して、児童生徒の学習到達度と学習に関する実態を客観的に把握できる点で有効な調査方法であり、その結果を真摯に受け止め、改善につなげていく必要があると捉えております。これまで県や市町村教育委員会では、確かな学力の育成に向け様々な事業を実施し、学校でも熱心に取り組まれているものの、議員御指摘のように、県全体を総体的に見ると、まだまだ改善の余地があります。

そのため、県教育委員会では、令和八年度当初予算案に計上している「質の高い・深い学び推進事業」の中で、学習定着度の測定に基づく確かな学力の育成に取り組む予定としております。この取組を通して、児童生徒一人一人の実態に応じて個々の成長を促し、その結果として、第七次山形県教育振興計画の指標にあるとおり、学力調査の県全体の正答率が、令和十年度までに全ての教科において全国平均以上となることを目指してまいります。

具体的な取組としましては、本県の課題である算数・数学及び英語の問題を児童生徒が一人一台端末で解答すると自動集計され、その結果をAIが分析するシステムを構築いたします。教員は、その分析を踏まえて個々の児童生徒と学級全体の苦手分野を把握し、弱点の補充などを行います。また、児童生徒は、AIが提示したアドバイスを参考に、自分に必要な学習に主体的に取り組むことができます。

これに加え、県や市町村教育委員会の指導主事が各学校を訪問し、分析データの活用や興味関心を高める授業づくり、授業と連動した家庭学習の進め方などについて、新たに作成する教員用の手引等も参考にしながら、個々の教員に助言するといったサポート体制を整えてまいります。

県教育委員会といたしましては、これまで以上に市町村教育委員会、学校、家庭と連携しながら、児童生徒一人一人の確かな学力の育成に取り組んでまいります。

○議長（田澤伸一議員） この場合、休憩いたします。

午後一時再開いたします。

午後 零時 十三分 休 憩

午後 一時 零 分 再 開

○議長（田澤伸一議員） 休憩前に引き続き会議を開きます。

質疑及び質問を続行いたします。

三十六番加賀正和議員。

○三十六番（加賀正和議員） 自由民主党の加賀でございます。一般質問最後の質問者となります。通告に従いまして順次質問をさせていただきますので、どうぞよろしくお願い申し上げます。

初めに、今冬の豪雪について。

一つ目として、豪雪災害対策本部の設置と災害救助法適用時における空き家の除雪について、防災くらし安心部長にお伺いをいたします。

今冬の降雪につきましては、アメダスの観測値によると、私の地元尾花沢市の状況は、大みそかからの降雪で、一月二十日の大寒の前日までで六十センチの積雪深でありました。一月二十日から二月三日立春の前日までの十五日間に断続的な降雪があり、特に後半の四日間では夜昼関係なく降り続き、最高積雪深は二百五センチとなりました。

県道や市道の道路は、大寒前から一部排雪を行うとともに、一時天候回復時には幅出しなどの対応に取り組んでいただき、県民生活に支障が出ないよう道路機能の確保について万全に対応していただきました。ただ、気温が上がらない状況の中で、急激な積雪により家屋の屋根などには一・五メートル以上の雪が残り、雪の重さによる住宅の倒壊の心配と、一階と二階の軒先がつかなくなってしまい、要援護者世帯などの除排雪ができず、業者にもお願いしても予約ができない状況が発生していました。

青森県など日本海に面した県では、同時期に豪雪に見舞われ、豪雪対策本部の設置とともに、災害救助法を県内市町村に適用し、同時に青森市などの雪対応には自衛隊の派遣要請を行うなど、深刻な事態となっていました。

一月二十三日尾花沢市で豪雪対策本部が設置されたのを皮切りに、二月二日に最上総合支庁での豪雪対策本部設置のほか、県内十一の市町村で豪雪対策本部が設置されたことと併せ、人的被害も二月三日までの短期間の中で五人の死者をはじめ重軽傷も含めて五十五人となっております。

二月四日、山形県では、十三時に豪雪災害対策本部を設置し、災害救助法の適用を内閣府と協議され、同日、新庄

市、舟形町、鮭川村の三市町村が先行して、災害救助法の「生命・身体への危害又はそのおそれが生じた場合」の四号基準での適用が判断されました。本来であれば、県の豪雪災害対策本部の設置は、県内四つの総合支庁のうち二つ以上での本部の設置が要件となっておりますが、県内の局地的な豪雪状況の中で、このたびは知事の判断による設置とされました。適切で迅速な判断をしていただいたことに感謝申し上げます。

昨年も二月八日に本部が設置されておりますが、山形市を含む県内十九市町村で本部が設置され、村山、置賜の二つの総合支庁で本部が設置され、本庁での豪雪災害対策本部の設置となっております。二年連続での本部設置の状況ではありますが、設置された状況は異なっています。

今後も、昨今多発するゲリラ豪雨と同様に、局地的な豪雪の発生は頻発するおそれがあると思います。本庁の豪雪災害対策本部の設置については、今般のような局地的な豪雪に今後対応するためにも、設置基準を見直し、設置時の対応策なども充実させる必要性を感じています。

例えばですが、村山総合支庁は範囲も広く、地域の立地状況の違いもあることから、各地域振興局単位でも豪雪対策本部を設置できるようにし、これまでの総合支庁単位で二つという要件について、地域振興局での本部設置もカウントするなど、これまでより局地的な豪雪にも対応できる体制となるように思います。

また、このたびの状況を踏まえすと、本庁豪雪災害対策本部の設置と併せ、災害救助法の適用検討、市町村との連携強化、人的被害を最小限とするための県民への呼びかけの徹底などの措置を行っておりますが、人口減少が進む社会情勢の中で、市町村では家屋の除排雪作業に当たるマンパワーの不足が顕著になりました。県は、県内の各団体との各種の災害協定を結んでおりますが、その協定を生かしていただき、豪雪地域以外からのマンパワー確保の仲介などをする体制をつくることができないかと考えております。

また、十一市町村においては災害救助法を適用し、要援護者などの緊急的な除排雪に対する財政支援を受けることができました。一方、空き家の増加が著しく、緊急的な除排雪は一定の要件の下、空き家も該当することとされておりますが、空き家の対応に苦慮しているというのが現状であります。民法改正により空き家の相続登記が義務化されておりますが、豪雪時だけでなく各種の災害時に空き家の課題が予想される中、県としても県民に対し、相続登記の義務化についてのさらなる周知徹底に市町村とともに取り組んでいただくことの重要性を感じました。そして、災害救助法での空き家を対象とするための要件のハードルが高いとの市町村の声を聴いております。少しでも迅速に対応できるよう、要件緩和も含め国との調整を県には期待したいと思います。

局地的豪雪にも対応できるような豪雪災害対策本部の設置基準の見直しと併せ、設置後の対応策の充実と拡大などについて、また、空き家対応など災害救助法適用の要件緩和などについて県としてどのように考えるか、防災くらし安心部長にお伺いいたします。

次に、雪に強い社会インフラ整備について県土整備部長にお伺いをいたします。

降雪の多い地域では、道路の散水消雪施設や流雪溝を利用した除雪・排雪が非常に有効であります。前回の国土強靱化加速化対策では、雪寒事業への国の予算配分が不十分でした。

このたび、新たな国土強靱化実施中期計画に基づいて、令和七年度補正予算から五年間で二十兆円強の事業がスタートいたしました。このため、山形県においても、新たな国土強靱化予算や既存の社会資本整備総合交付金を十分に活用することが重要と考えます。

そこで、今後の取組に対する県土整備部長の考えについてお伺いをします。

ふるさと住民登録制度の導入を見据えた関係人口拡大に向けた取組について、みらい企画創造部長にお伺いをいたします。

令和八年一月一日現在の本県人口は九十九万一千二百七十九人です。昨年、百万人の大台を割り、今後年間一万人以上の減少が予想されています。

本県においてはこれまでも、地域の活力を高めるために、そこに住む人だけでなく、観光を中心に地域を訪れていただく交流人口の拡大や、地域住民の親戚、友人、知人、ビジネスなどで地域との関わりがある人々、いわゆる関係人口の地域活動への参画促進等に向けて、県はじめ各市町村で取り組んできたところであります。

昨年、総務省は地方創生の一環として、ふるさと住民登録制度の導入という新たなアプローチを発表いたしました。この新たなアプローチは、こうした関係人口に焦点を当てるものであり、これまで関係人口が実際どのくらいいるのかも把握されていない状況の中で、関わり方をより具体化して生かすための方策と言われております。このように関係の創出・把握・活用という段階を踏む制度だからこそ、この制度を活用した事業は一年で完結するような事業ではなく、今後長い期間をかけて展開すべき事業であると考えております。

この制度は、本県に総務省から出向し財政課長なども務められた、本県のみならず地方の実情に精通した、現総務省地域力創造グループ地域情報化企画室長の志賀真幸さんが中心に企画されたと聞いております。

現在、国では、ふるさと住民登録制度について、令和八年度からモデル事業などを実施して、本格実施に向けて取

り組むようであり、本県でもこのたびの令和八年度当初予算案において、本格的な運用を見据えての予算措置がされています。

この新しい取組について、本県として、ふるさと住民登録制度を活用して、関係人口創出拡大に向け、どのような展開を目指していくのか。そして、市町村との連携、連動も大変重要になりますので、それぞれの課題意識の違いもあると思いますが、市町村の特徴や魅力を最大限に生かし、よりよい連携体制をどのように構築し、そのメリットを引き出していこうと考えるのか、みらい企画創造部長にお伺いをいたします。

次に、県立高校における高校生の受入れ環境整備について教育長にお伺いをいたします。

昨年四月から山形県第七次教育振興計画がスタートしました。この振興計画策定と並行し、県立高校の将来の在り方検討委員会において、県立高校の今後十年間のあるべき姿について検討いただき、報告書を取りまとめていただきました。この報告書を踏まえて、次期県立高校再編整備基本計画が策定されることとなっており、次期整備基本計画では、国が進める教育改革の動向を踏まえての取組がスタートするものと思われます。

今後十年間の中学校卒業生数の推計が示されておりますが、令和八年では八千五百九十二名いる卒業生が、今後二千人以上減少し、六千人台に推移していく見込みとなっております。検討委員会の報告書では、その状況下で「学校・学科の特色化・魅力化に向けた方向性」を示すことの必要性が挙げられ、その中の一つとして、一学年一学級規模の高校においては、県外生の受入れを進めることが望ましいとも言われています。

これから少子化がさらに進行しても、よりよい県立高校の設置、整備により、次代を担う生徒が輝く教育環境をつくることは大きな課題になってきます。現在、そしてこれからの各学校の推移、状況に合わせた生徒の受入れ環境の整備と充実について、特に寄宿舎をはじめ親元を離れて高校生活を送る生徒の住環境についてお聞きしたいと思います。

一つ目として、現在、寄宿舎、寮が設置されている県立高校は山辺高校があります。県内唯一の看護科が設置されている学校であり、県内一円から生徒を募集し、寄宿舎として清心寮があります。かつて農業高校にも寄宿舎が存在しましたが、教育局が管理する寄宿舎は、現在この一つのみとなりました。遠隔地から通う生徒は親元を離れ、現在も寮に宿泊し、学校に通学しています。寮の老朽化などから、生徒をはじめ親御さんからも今後どのようになるのかなどの心配の声をいただいております。早急な対応が必要と思われるのですが、どのように対応されるのでしょうか。

二つ目として、普通科系の学科であるスポーツ科は県内唯一のスポーツ専門学科で、山形中央高校に設置され、県内一円から生徒を募集しています。県内の県立高校でも少子化の影響からスポーツ系の部活動などが減少していると聞いておりますが、山形中央高校はスポーツに積極的に取り組みたい生徒が集まり、多くの競技で県はじめ全国レベルのアスリートを輩出する高校となっております。このような特色ある学科を持つ高校については、寄宿舎などの設置が望ましいと考えますがどのように考えるか、お伺いをいたします。

三つ目に、県外生を受け入れている県立高校についてであります。現在、県外から生徒を受け入れている学校は十二校あり、山形北高の音楽科をはじめ、農業、工業、商業、水産の専門学科を有する五校、総合学科の三校、そのほかは普通科の四校となっております。特に県外からの生徒募集により、今後の学校存続につなげるために住環境の整備や運営を所在地の自治体で実施しているところが五校あります。自治体において、地域との連携でこのような取組を実施していただいていることは大変ありがたく、すばらしいことだと思います。しかし、その好意におんぶするように、生徒の住環境については任せきりで本当によいのでしょうか。今後さらに進む少子化の中で、学校の特色を出し、県外からの生徒募集を実施する高校が増加するかもしれません。

教育局として、設置や運営にも関与し取り組む必要があると思いますが、以上三点について、教育長より答弁をお願いいたします。

次に、オーバーツーリズムの現状認識と対応方針について観光文化スポーツ部長にお伺いします。

昨年一年間の海外からの訪日客は四千二百七十万人、消費額は九・五兆円と過去最大となりました。政府は二〇三〇年までの目標を六千万人として、消費額十五兆円を目指すこととしております。

東北全体の比率は、全国の一・五％程度となっておりますが、ただ、全国的な増加とともに山形県を訪れる外国人客数が着実に増加をしており、さらに昨年、米メディア・ナショナルジオグラフィック社が発表した「二〇二六年に行くべき世界の旅行先二十五選」に日本で唯一山形県が選ばれたことは皆さんも御承知のことです。

このことは、これまで選ばれた地域の先例を見ても、急激な増加につながる事が予想されます。令和八年度当初予算案においても、インバウンド受入環境整備推進事業費として、令和七年度二月補正予算と合わせ、その態勢づくりに取り組むことが示されています。二次交通態勢整備、多言語化対応など、県内の観光地間の移動だけでなく、町なかの移動や誘導のために必要なものであり、訪れる方の利便性の向上のためにも一層の充実に向けて取り組んでいただきたいと思います。

一方で、過度な観光客の集中による地域住民の生活や環境への悪影響、交通渋滞、騒音、ルールを無視したマナー

違反など、いわゆるオーバーツーリズム・観光公害への対応も予防措置的に事前対策として講じる必要があると考えます。

現在、県内の観光地でオーバーツーリズム対策に取り組む主な地域は、山形市蔵王と尾花沢市銀山温泉であります。観光庁からの支援を得て、モデル事業として現地と自治体とで取り組んでおります。

銀山温泉については、国内外の多くの観光客が訪れる中で、課題は、駐車場のない狭い温泉街における緊急車両も入れなくなるようなルール無視の大型バスをはじめとした車両の増加であります。対策として車両規制をかけ、シャトルバスでのピストン輸送で対応しています。実証的な対応ですが、一つ一つ課題をクリアするためには、県や市町村、また、国からの協力と支援が必要であります。

今後、観光庁では次期観光立国推進基本計画において、オーバーツーリズム対策に取り組む地域を、これまで取り組んできた本県の観光地を含む四十七か所から百か所に倍増させることを明記し、その取組を強化することとしております。

県は、県内のオーバーツーリズムの現状をどのように認識され、浮き彫りになった課題などをどう捉えておられますか、観光文化スポーツ部長にお聞きいたします。

また、先ほど申し上げましたが、急激な観光客の増加が予想され、オーバーツーリズムの発生する可能性のある観光地や地域、市町村や関係団体との協議を通して事前策を検討することや、他県の状況を参考にして予防措置に生かすことなど、オーバーツーリズムへの対応方針について、併せて観光文化スポーツ部長にお聞きいたします。

次に、農業地域計画のブラッシュアップの現状と多様な担い手への支援について農林水産部長にお伺いをいたします。

山形県の農業産出額は、令和六年の公表額で三千二十五億円、前年比五百八十四億円増加いたしました。主に米の産出額が五百七十二億円増加したことが要因であります。十五年前は二千億円を切り、一千九百八十六億円となっております。十年前で二千二百八十二億円、令和六年で三十年ぶりに三千億円台となりました。令和七年はまだ公表は先ですが、米価がさらに上がったことから増加していることは間違いないと思われま。

二〇二五年農林業センサスの調査結果が公表されましたが、本県の農業経営体数が十年前の三万三千八百二十経営体から二万二千五百七十八経営体に大幅に減少し、十年前と比較すると三分の二になっています。経営体の減少は昭和三十年代から続き、三十五年前の平成二年では八万三千九百九十九経営体、三十年前の平成七年では七万五千九十経営体、十五年前の平成二十二年では四万八百三十一経営体と、平成に入り、急激な減少に拍車がかかっているように見えます。ピーク時であった昭和三十年頃と比較すると、現在、当時の五分の一の経営体となっております。

特に水稲などの土地利用型農業については、長い期間の中で、農業の機械化、農業技術の進化により経営面積の拡大が可能となり、経営規模の大きい個人経営者や法人化した組織などの農業経営体が、農業生産をやめた方の農地の受皿となっており、県も農業経営体の減少を見据え、県独自事業と併せ国の事業も活用しながら、そういった経営体の育成を進めてきました。この取組は長期的な視点では大変重要なことであったと思います。

山形県が農業県として、著しい農業生産経営体の減少の現実の中で、令和六年農業生産額が三千億円を上回り、これからも農業県としてあり続けるためには、各経営体の収入、所得の向上が鍵を握ることは皆さんも御承知のことと存じます。食料・農業・農村基本法に明記された農産物の適正価格は、再生産可能な持続できる農業にとって大切なキーワードであり、生産コストと利益が含まれた農産物の価格形成を目指し、何とか現在の経営体の減少を少しでも抑えていくために最大限の努力をする大切な時期と言えます。

現在、十年後の農地利用の姿を明確にするため、地域計画・地域農業経営基盤強化促進計画が昨年三月までに県内各市町村でも策定されました。その後、さらにその計画のブラッシュアップを現在進めておりますが、その進行状況はどうなっているのか、計画に位置づけられる経営体・担い手の現状はどのようになっているのか、農林水産部長にお聞きいたします。

また、二〇二五年農業センサスの結果の中では、農産物販売金額規模別に見ると、農業経営体数も公表されております。五年間での増加率が最も高いのが五千万円から一億円の層で、四一・七%の増加となっております。ただ、経営体の各層の中で最も多い構成比の層は百万円から三百万円の層で、調査ごとに減少はしておりますが、全体の約二五%を占めています。この金額から、この層は兼業農家と予想され、耕地面積が二ヘクタール未満の農家だとすれば、耕地面積全体の約一〇%を占めています。

農地のフル活用を目指すには、新規就農者を確保するとともに、農業をやめる方の農地の受皿となる個人、法人とともに経営規模拡大を目指す経営体のさらなる育成が必要と考えます。そして、転作作物の生産など法人ではない任意組織として生産に携わる任意組合などについても、各種補助事業において、法人とのポイントなどに極端な差が出ないような支援制度とすることも重要であります。

あわせて、地域計画での担い手に位置づけられない、現在農業生産を続ける層にも、生産拡大や少しでも長く生産

に励んでいただけるように、農機具の更新時の支援を含む支援策を講じるなど、農業に関わる経営体数の確保にも意を用いるべきだと考えております。

農業経営体の維持確保に対する支援策の在り方について、併せて農林水産部長にお伺いいたします。

次に、県立病院における経営状況と今後の見通しについて病院事業管理者にお伺いをいたします。

最初に、令和七年度収支見通し及び診療報酬改定を踏まえた令和八年度収支見通しについてであります。

日本の経済情勢は、長いデフレの時期からインフレ基調に転じ、物価高騰と併せ賃金上昇、人件費の上昇へと移行しています。事業の対価を国が決定する、いわゆる公定価格で決まる事業分野は、社会保障分野の医療、介護、福祉、保育などが挙げられ、公定価格の見直しは分野ごとに三年や二年、毎年など、その期間の物価高騰や社会保障システムの改定などを考慮して決定されております。

特に医療分野では、診療報酬の改定が二年に一度、今年六月に新たな診療報酬がスタートすることになっておりますが、前回改定から約二年の間は、急激な物価高騰、人件費上昇の影響が如実に表れ、全国のどの病院も経営が大変厳しい状況になっております。国は診療報酬改定前のこの状況に対し、物価高騰対策として支援パッケージなど大型の補正予算の中で対応策を講じ、また、六月からの診療報酬本体を三・〇九%アップとした中で、物価高騰への対応分を上乗せする仕組みを新設し、再診や入院時にかかる料金の引上げ、職員の賃上げにつなげるための上乗せも拡充するとしています。また、救急患者を多く受け入れる病院の報酬の引上げなど、地域の中核病院の報酬を手厚くし、増額することも公表されております。

病院事業局が経営する県立中央病院を含めた四病院の収支は、コロナ禍では大変な危機感を感じておりましたが、医療機関に対する国の支援策により、結果的に経常収支は黒字となりました。コロナ対策が終了してから、海外の不透明な情勢から物価の高騰が顕著となり、また、人件費も上昇したことから、病院事業局の収支は年々悪化しております。

このたびの令和七年度二月補正予算では、国の補正予算で措置された物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金から十五億七千二百万円、県費から二十八億五千九百万円、合わせて四十四億三千百万円が繰り出され、国の基準単価に基づく繰り出しと追加の支援による繰り出しを合わせると、一般会計からの繰入れは百十億三千五百万円となり、これに建設改良負担金と合わせると、これまでの最高額百二十九億三千四百百万円となっております。

近年、一般会計からの繰入れが増えておりますが、これは物価高騰、人件費の上昇だけが要因なのか、現状についての見解を病院事業管理者にお聞きいたします。

また、令和八年度の病院事業局予算案が示されました。当初予算では、平成二十年以来過去最大の赤字の見通しとして四十一億八千万円の赤字としています。今後の診療報酬改定も踏まえて医業収益を積算したとのことですが、診療報酬アップを踏まえてもこの数字となったことは大変ショックを受けています。

この見通しから、今後、令和八年度も一般会計からの繰入れが大幅に増加し、県財政への影響も大きくなることが心配されます。特に、令和七年度は国補正の臨時交付金から運営費負担として拠出できましたが、それが不在状況では純粋に県費からの拠出となります。

病院事業局に対しましては、高度な医療提供と県民の生命を守る大事な医療機関として、経営の改善に踏ん張っていただきたいと思っております。まずは、物価高騰に対する国の制度のフル活用、中期経営計画の積極的推進、また、これから策定される次期地域医療構想を踏まえての各病院の役割分担を明確にした上での適正運営を実施していただきたいと考えております。

改めて病院事業管理者から、令和八年度の収支見通しと、今後どのように経営改善の取組を進めていくのかについての御説明をお願いいたします。

次に、河北病院の西村山新病院への統合再編に伴う財務上の影響についてであります。

県立河北病院及び寒河江市立病院の統合再編・新病院整備基本計画案が示されました。案では、新病院は山形県と寒河江市で構成される一部事務組合での運営とし、令和十三年の開院を目指して、順次、基本設計、実施設計、建設工事に着手するスケジュールとなっております。

平成二十年に日本海病院が独法化し、県立病院は四病院体制になりましたが、新病院開院後は三病院体制へ移行することとなります。

病院事業会計では大変厳しい経営の中、中期経営計画を策定し、経営改善に向けて目標を定め、その取組を行っておりますが、河北病院の統合再編に伴う収支シミュレーションも踏まえ、この中期経営計画を改定し取り組む必要があると考えますが、病院事業管理者のお考えをお聞きいたします。

また、新病院整備・運営に係る経費の一定割合は県が拠出することになり、基本計画案では県の負担割合は六五%となります。基本構想では、現病院での不良債務については、新病院に継承しないよう、各設置者が処理方法について引き続き検討していくこととされておりますが、このことも含めて、統合再編に伴う財務上の影響について、併せ

て病院事業管理者にお伺いいたします。

以上で壇上からの質問とさせていただきます。ありがとうございました。

○議長（田澤伸一議員） この場合、答弁を求めます。

答弁の順は私から指名します。

阿彦病院事業管理者。

○病院事業管理者（阿彦忠之君） 私に二点御質問いただきましたので、順次お答えいたします。

一点目、県立病院の令和七年度収支見通し及び診療報酬改定を踏まえた令和八年度収支見通しについてお答えします。

県立病院では、今年度、救急搬送患者の積極的な受入れや、地域の医療機関及び介護保険施設等との連携強化などにより、患者数の確保と診療単価の向上に取り組んでまいりました。その結果、一月末現在の医業収益は、全ての病院で前年度を上回り、全体で約十五億円、率にして約四・六%の増加となっており、最終的には当初予算で掲げた目標を上回る見込みです。一方で、医業費用については、給与費や医療材料費などの経費の増加により、前年度比で約二十三億円、率にして約五・三%の増加となる見込みです。収益の伸びを費用の増加が上回る状況となっていることから、一般会計からの繰入金を前年度以上に増額していただいたところです。

近年の状況を見ますと、令和四年度から七年度にかけて、医業費用は約一六%増加しております。一方で、診療報酬の改定率は、令和四年度がプラス〇・四三%、令和六年度がプラス〇・八八%にとどまっており、医業費用の伸びに見合う水準とはなっておりません。このため、物価や人件費の上昇分が診療報酬に十分反映されず、結果として、一般会計からの繰入金が増加しているものと認識しております。

次に、令和八年度の収支見通しについて申し上げます。当初予算案では、診療報酬のプラス改定による影響として約六億円の増収を見込むほか、さらなる増収対策を講じることにより、医業収益は前年度比で約十七億円の増加を見込んでおります。しかしながら、医業費用は物価や人件費の上昇等により、約二十五億円の増加を見込んでおり、結果として収支は約五億三千万円悪化して、経常損失は約四十一億八千万円となる見込みです。このように、病院事業会計は大変厳しい状況にありますが、経常損失を少しでも圧縮するためには、各病院がそれぞれの強みを生かし、役割を明確にして経営改善に取り組むことが重要と考えております。

例えば、中央病院においては、地域の開業医の先生方と顔の見える信頼関係を築き、より高度で専門的な医療を必要とする紹介患者を増やす取組を強化するとともに、近隣の病院と機能分担を一層明確にして、高度・専門医療に特化することで診療単価の向上と経営効率化を図ってまいります。その一環として、年度内に恩賜財団済生会山形済生病院と医療連携の協定を締結の上、患者の紹介、逆紹介を積極的に行うとともに、両病院の医師等医療スタッフ相互による技術支援、研修会の開催などの取組を進めてまいります。

他の県立病院におきましても、地域の医療機関や介護・福祉施設との連携をさらに強化し、地域の中で果たすべき役割を明確にしながら、収益の確保と経営改善に全力で取り組んでまいります。

二点目、河北病院の西村山新病院への統合再編に伴う財務上の影響についてお答えいたします。

河北病院につきましては、周辺地域の人口減少等に伴う医療需要の変化や医師等医療従事者の確保が難しい状況が続いております。加えて、老朽化した施設を単独で建て替えて、病院を将来にわたり安定的に運営していくことは極めて厳しい状況にあります。こうした課題を踏まえ、将来の医療需要に的確に対応し、必要な医療機能を維持・強化していくため、同様の課題を抱え、かつ一部で診療機能が重複しております寒河江市立病院との統合再編を進めることとしたものです。

財務面への影響についてですが、新病院は、県と寒河江市で新たに設立する運営母体が担う予定であり、現在の県病院事業会計からは切り離されることとなります。仮に令和八年度当初予算案を基に試算しますと、河北病院が計上している年間約五億六千万円の経常損失が県病院事業会計から解消されることとなります。また、仮に単独で建て替えを行った場合に見込まれる多額の減価償却費の負担も生じないことから、財務上の改善効果は大きいものと考えております。

一方で、新病院に引き継がない不良債務の取扱いが課題となります。令和六年度決算における河北病院の不良債務は約九十二億円に上り、一括で処理するには極めて大きな金額です。その処理方法としては二点ありまして、一つは一般会計からの支援などにより解消を図る方法、二点目は引き続き県の病院事業会計で保有し、計画的に処理していく方法の二つが考えられます。いずれの方法を選択するにしても、県全体の財務状況や病院事業会計の資金見通しを十分に踏まえ、県民サービスに影響が生じないよう慎重に検討してまいります。

また、中期経営計画につきましては、現行計画が令和九年度までとなっております。今後、新病院開院に向けた河北病院の機能強化の取組や、統合までの経営改善の状況を具体的に収支見通しへ反映させた上で、令和十年度からの次期中期経営計画を策定し、持続可能な経営基盤の確立に取り組んでまいります。

○議長（田澤伸一議員） 會田みらい企画創造部長。

○みらい企画創造部長（會田淳士君） ふるさと住民登録制度の導入を見据えた関係人口拡大に向けた取組についてお答えを申し上げたいと思います。

人口減少が進む中においては、県外から人材や経済活動を呼び込み、地域活力の維持・向上や地域経済の活性化に結びつけていく視点が重要であり、これまでの移住・定住の推進に加え、地域外の方に様々な形で地域に関わっていただくこと、すなわち関係人口の創出・拡大が重要となってまいります。

そうした中、政府では、関係人口の創出・拡大を進めるため、新たにふるさと住民登録制度を創設し、令和八年度末の運用開始に向け、制度設計を進めている状況と承知しております。

ふるさと住民登録制度では、登録された方に地方自治体が地域情報をプッシュ型で発信し、地域活動への参加を促す仕組みなどが想定されており、本県としても関係人口のさらなる拡大に向けて、政府による運用開始に先立って、取組を進めてまいりたいと考えております。

具体的には、本県の魅力や県・市町村による関係人口受入れ事業の情報をポータルサイトで一元的に発信するとともに、これまでの人脈を生かした首都圏でのPRイベントなどの機会を捉えて展開することで、デジタルとリアルの両面から、将来的な本県への来訪のきっかけづくりを行ってまいります。

あわせて、ふるさと住民登録制度を活用して情報を届ける対象を広げていくことも重要となりますので、産業界をはじめ関係各所と連携しながら、あらゆる機会を捉え、本県や県内市町村への登録を呼びかける取組を進めてまいります。

また、こうした施策を進める際には、実際に関係人口の受入れを担う市町村との連携が不可欠となります。このため、市町村と県の実務者による協議調整の場を設置し、施策の意義や必要性、先進事例などを共有するとともに、受入れ事業や県一丸となった情報発信等を進めてまいりたいと考えております。

このように、ふるさと住民登録制度を積極的に活用しながら、本県の関係人口のさらなる創出・拡大に向けて取組を加速させてまいります。

○議長（田澤伸一議員） 庄司防災くらし安心部長。

○防災くらし安心部長（庄司雅人君） 豪雪災害対策本部の設置と災害救助法適用時における空き家の除雪についてお答え申し上げます。

現在、県豪雪災害対策本部設置基準では、二以上の総合支庁において豪雪対策本部が設置され、かつ引き続き豪雪のおそれがあるときのほか、知事が特に認めたときに設置すると定めており、局所的な大雪や大規模な交通障害等の際に機動的に対応できるようにしております。直近十年間で計六回、県豪雪災害対策本部を設置しておりますが、このうち今回を含め三回が局所的な大雪による知事が特に必要と認めた特認基準での設置となっております。今般も、最上・北村山地域を中心とした局地的な大雪となったため、実際に現地の状況を確認し、必要と判断して設置したところであり、今後も現地の状況をしっかりと把握し、必要と判断すれば適時適切に設置してまいります。

なお、今般の大雪では、除排雪作業に当たるマンパワー不足等が課題となりました。このため、県では、現地視察の際に、市の担当者に対し、他地域の建設業者に応援を要請するよう助言を行い、結果、他地域の五社から協力をいただきました。さらに、県土整備部、農林水産部が建設業関係団体等に対し、除排雪への対応を優先させることを目的とした工事の一時中止措置に係る通知を発出したほか、県土整備部が国土交通省に対し、所有する除雪機の貸与について要請し、新庄市に除雪機械が貸与されるなど、関係部局が連携して除排雪体制の充実にに向けた支援を行ったところであります。

次に、今般の豪雪災害では、十一市町村に災害救助法を適用いたしました。住家の屋根雪の除雪は、居住者が実施することが原則であります。災害救助法においては、平年とは異なる積雪等により、放置すれば住家が倒壊するおそれがあり、住民の生命・身体に被害が及ぶおそれが生じている場合で、自らの労力や資力では対応できない要援護者世帯を対象に支援できることになっております。

一方、空き家につきましては、管理者不明等により除雪を行わないことで、倒壊して隣接する住家・住民に被害が及ぶおそれがある場合に対象とすることが認められており、今回、災害救助法適用の市町村に周知したところ、七件の空き家の除雪が実施されたところであります。今後も住民の生命・身体への危害及び住家の被害を防止するため、市町村に対し、制度の趣旨と対象範囲を丁寧に説明し、該当する場合は積極的に災害救助法の対象とするよう助言してまいります。

県といたしましては、豪雪災害に対し、引き続き市町村の状況に応じて、迅速かつ臨機応変に必要な対応・支援を行ってまいります。

○議長（田澤伸一議員） 黒田観光文化スポーツ部長。

○観光文化スポーツ部長（黒田あゆ美君） オーバーツーリズムの現状認識と対応方針についてお答えいたします。

訪日外国人観光客数の拡大に伴い、全国の人気の高い観光地では、私有地への無断立入りやバス路線の過度な混雑など地域住民の生活の質を脅かす、いわゆるオーバーツーリズムが顕在化し、これらへの対策は行政需要を増加させ、財源や人手不足の問題につながっております。このため、政府においては、外国人観光客の誘客拡大を推進する一方で、国際観光旅客税を活用したオーバーツーリズムの未然防止対策を強化しているものと承知しております。

本県では、住民生活への影響は限定的であるものの、特に蔵王と銀山温泉で来訪者が局所的に集中しており、これによる体験の質の低下により訪問意欲の減少が懸念されていることから、政府の補助事業を活用した対策が講じられております。

蔵王温泉では、山形市が中心となって樹氷原へ至るロープウエーの事前予約制を導入するなど待ち時間短縮の対策を講じております。しかしながら、いまだに予約のない方による長い列が生じるなどの課題が残っていることから、今年度、県や関係事業者等が連携して、蔵王坊平を追加の樹氷鑑賞スポットとして整備し、来訪者の分散を図る実証を進めており、今後、効果検証を進め、観光客の分散化に努めてまいりたいと考えております。

また、銀山温泉では、冬期間、観光バス等の集中による渋滞や緊急車両が立ち往生する事態などを防止するため、尾花沢市や温泉組合が乗り入れ規制とシャトル輸送を実施し、入域人数を絞ることで一定の効果を上げています。さらに、県と地元関係者によるプロジェクトチームを組成し、観光客の集中回避を含めた県内の周遊策についての検討を進めているところです。既に催行している天童温泉から夜の銀山散策へのバスツアーは、県内での滞在日数拡大と訪問時間帯の管理による混雑緩和につながる好例であり、このような事業の拡大を進めることは県全体への経済波及効果も期待できると考えます。

今後、ナショナルジオグラフィックで注目された出羽三山や飯豊町の水没林などにも国内外から多くの来訪者が予想されます。県としましては、これまで培った知見や技術、経験などを基に、関係者や地域住民と連携して、オーバーツーリズムの未然防止策を検討、実施することで、増加する観光需要の取組との両立を果たし、再訪や高評価につながる快適な観光地を目指してまいります。

○議長（田澤伸一議員） 高橋農林水産部長。

○農林水産部長（高橋和博君） 農業地域計画のブラッシュアップの現状と多様な担い手への支援についてお答えいたします。

地域計画は、地域の農業関係者の話し合いにより、十年後の農地の担い手を示した目標地図を作成し、地域農業の将来像を描くもので、令和七年三月までに三十五市町村・全三百六十八地区で策定が完了しております。

しかしながら、将来の担い手が位置づけられていない農地、いわゆる白地が約三割に上るほか、白地でない農地についても、十分な話し合いをせず、高齢で後継者のいない耕作者が担い手とされている事例もあり、ブラッシュアップが必要な状況になっております。

現在は、白地の解消や将来の担い手の精査に向けて、話し合いの進め方を助言する総合支庁と農業団体の職員で構成する地域計画実行支援チームの伴走支援の下、各地区で話し合いが行われており、話し合いの結果を踏まえて、年度内をめぐりに地域計画の変更が行われる予定となっております。

加えて、農業者の減少・高齢化が進む中、地域計画に将来の担い手を位置づけて、農地をフル活用していくためには、地域を牽引する大規模経営体や法人経営体のみならず、農業用施設の保全や農村コミュニティの維持にも重要な役割を果たしている多様な経営体が活躍できる環境づくりが重要となります。

まず、法人等の大規模経営体につきましては、農地中間管理機構を活用した農地の集積・集約化を進めるとともに、国庫補助事業等を活用した生産性向上や省力化に必要な圃場の大区画化やスマート農業機械の導入を支援し、さらなる規模拡大を後押ししてまいります。

一方、中小規模の経営体や法人でない任意組織は、大規模経営体等と異なり、国庫補助事業による政府の支援が行き届きにくい状況にあります。このため、令和七年度から県独自の「未来を育む農業担い手育成支援事業」を創設し、地域ぐるみで省力化・生産コストの削減を図るための共同利用機械等の導入をオーダーメイド型で支援しております。具体的には、水稻農家で構成される任意組織において、共同で農業散布用ドローンを導入することで作業負担を軽減し、営農継続が図られたといった事例もあります。

県としましては、今後とも本県農業を牽引する大規模経営体・法人経営体に加え、地域の農業生産活動を支える多様な担い手への支援にもしっかりと取り組み、本県農業の持続的な発展を目指してまいります。

○議長（田澤伸一議員） 永尾県土整備部長。

○県土整備部長（永尾慎一郎君） 雪に強い社会インフラ整備についてお答え申し上げます。

大雪は、道路の狭隘化による人流・物流の遅延や停滞、歩道や路肩への雪の堆積による視距障害など、県民生活に大きな影響を与える自然災害です。また、地吹雪や雪崩等の要因ともなり、集落の孤立を招く危険性もございます。冬期の道路交通を確保し、県民の社会・経済活動を支える基盤として、道路の消融雪施設や流雪溝、防雪柵、雪崩予

防施設などの雪寒施設は、本県にとって必要不可欠な社会インフラです。

今冬、山形県では、一月下旬から二月上旬頃まで短期的かつ集中的な降雪があり、除雪費が急激に増大しました。このことから、二月十六日に高橋副知事が市長会及び町村会の代表者とともに、国土交通省に対し、県及び市町村が管理する道路の除雪費の追加配分について緊急要望を行っております。また、新庄市では、一月二十日から二月十日までの二十二日間で累計で二百六十センチ以上の降雪があったことから、県が国土交通省と調整を重ね、各道路管理者が連携して効率的に除排雪作業を行う「スクラム除雪」を二月十九日、二十日の二日間にわたり、県内で初めて実施いたしました。さらに、県の調整により、国土交通省が所有する除雪機械が新庄市へ貸与されております。

県では、冬期の安全な道路交通を確保するため、消融雪施設や流雪溝などの雪寒施設の整備とともに、国や市町村と連携し、路線交換などを行いながら効率的な除排雪を実施しているところでございます。そのうち、雪寒施設の整備や修繕、更新については、山形県道路中期計画二〇二八に基づき、国土交通省の社会資本整備総合交付金等を活用しながら計画的に取り組んでおります。

今般、政府は第一次国土強靱化実施中期計画を策定し、道路の雪寒対策を「推進が特に必要となる施策」の一つに位置づけ、令和七年度補正予算では、国土強靱化予算として、雪寒施設の整備に対して予算配分が行われております。今後も、社会資本整備総合交付金や国土強靱化予算のほか、地方財政に有利な緊急自然災害防止対策事業債などを積極的に活用し、雪寒施設の整備や修繕、更新に取り組んでまいります。

県としましては、引き続き政府への施策提案など様々な機会を捉え、雪国特有の課題に対応する施策に対し、十分な予算を確保することなどについて政府に働きかけてまいります。

○議長（田澤伸一議員） 須貝教育長。

○教育長（須貝英彦君） 県立高校における高校生の受入れ環境整備についてお答えいたします。

初めに、山辺高校の清心寮は、同校が衛生看護科三年間と専攻科二年間で看護師を養成する機関となり、当時の文部省令等で寄宿舎の設置が必要であったため、昭和五十四年に整備されたものです。その後、省令改正で寄宿舎は必置ではなくなったものの、遠隔地の生徒の便宜を図り、現在も活用しております。

そのような中、建築後四十五年以上を経過し、施設設備の老朽化が進行するとともに、生活様式も変化しており、それに対応した環境整備が必要となっているため、今年度は居室の出入口建具の改修等を実施し、また、令和八年度当初予算案においては、屋上改修やボイラー更新など施設設備の大規模改修に向けた実施設計のための経費を計上しているところです。

次に、山形中央高校スポーツ科の寄宿舎の設置について申し上げます。県教育委員会では、自宅から通学できる範囲で多様な学びが選択できるよう、県立高校を配置するという基本方針の下、全県的な視野で専門学科や専門科目を開設した総合学科などを設置しております。

スポーツに関する専門分野については、山形中央高校スポーツ科のほか、各学科の総合学科高校においても専門科目を開設し、学習機会を確保しております。寄宿舎の設置により広域から入学しやすくなるのは確かですが、一方で、寄宿舎の設置には場所の確保に加え、建設費や人件費等の多大な財政負担が生じることとなります。県立高校の老朽化した校舎の更新が求められている中、まずはこの喫緊の課題への対応を優先すべきであると考えております。

最後に、県外生の住環境整備の考え方について申し上げます。県外募集の制度は、小規模校等で定員割れしているものの、地域振興の核として地元自治体等から強く存続を要望されている高校において、できるだけ定員を充足させるとともに、多様な価値観を持った生徒同士が交流し、学びを充実させることを目的としております。

県外生は、高校での学びとともに、その所在する地域の環境や生活に魅力を感じて高校を選択しているものであり、生徒の住環境や地域社会との関わりについては、地域活性化策の一環として、地元自治体等の全面的な協力があることを前提として、この制度を適用しております。県教育委員会としては、県外募集を実施する高校の教育の充実や、全国に向けた情報発信といった役割を果たしつつ、地元自治体等と連携しながらしっかり取り組んでまいります。

○議長（田澤伸一議員） 以上をもって通告者の発言は全部終わりました。

質疑及び質問を終結いたします。

○議長（田澤伸一議員） この場合、暫時休憩いたします。

再開は号令をもってお知らせいたします。

午後 二時 三 分 休 憩

午後 二時 五十分 再 開

○議長（田澤伸一議員） 休憩前に引き続き会議を開きます。

諸 般 の 報 告

○議長（田澤伸一議員） この場合、報告があります。

三月一日執行の山形県議会議員上市区選挙区補欠選挙において小松正和議員が当選されましたので、報告いたします。

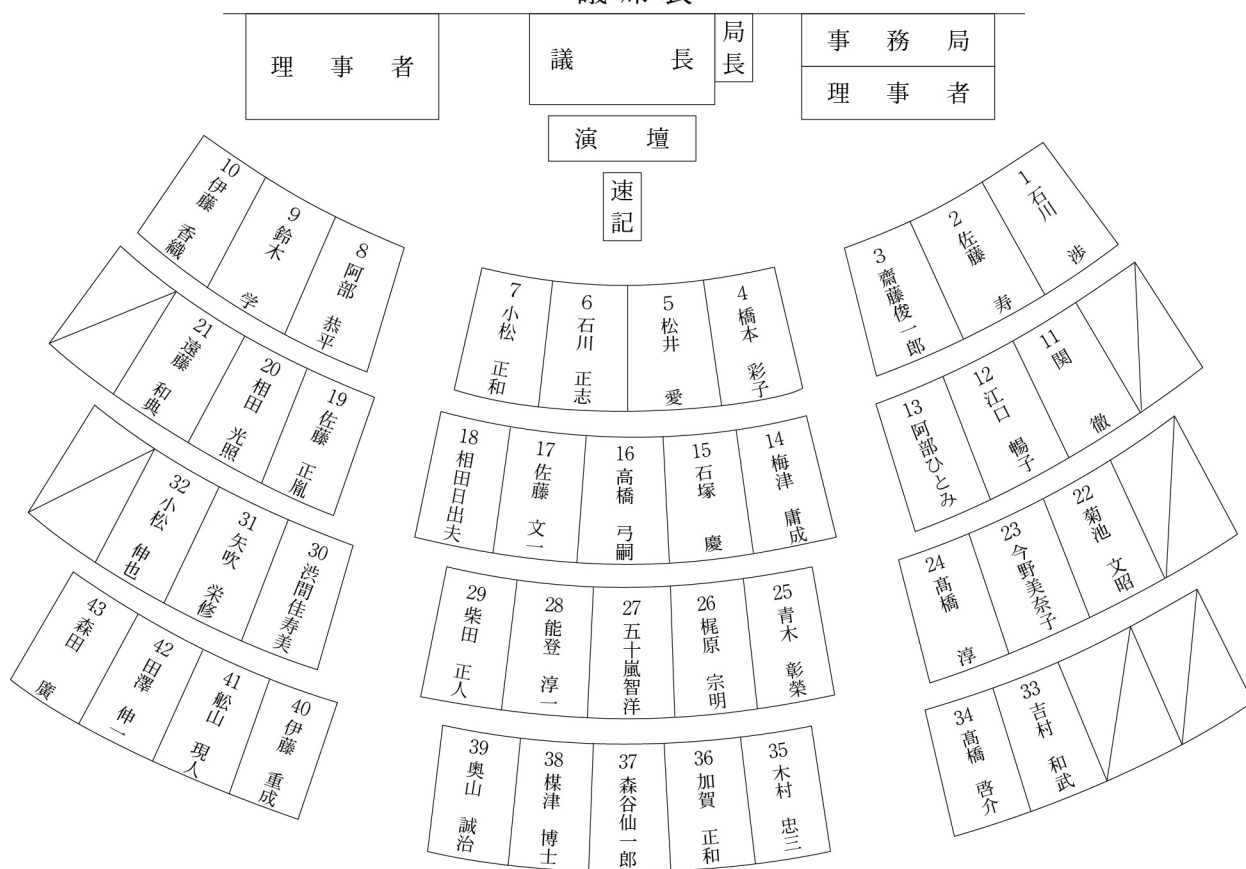
日程第三十九議席の変更及び日程第四十議席の指定

○議長（田澤伸一議員） 次に、日程第三十九議席の変更及び日程第四十議席の指定を一括行います。

本件については、会議規則第四条第二項及び第三項の規定により、議席の変更についてはお手元に配付の議席表のとおり変更し、議席の指定については小松正和議員の議席は七番に指定いたします。

〔参 照〕

議 席 表



当 選 議 員 の 紹 介

○議長（田澤伸一議員） 新たに当選されました小松正和議員を紹介いたします。七番小松正和議員。

○七番（小松正和議員） 三月一日の上山市区補欠選挙にて当選をいただきました小松正和でございます。

何分不慣れではありますが、県民の皆さまの暮らしがより豊かになるよう、先輩議員の皆様から御指導いただきながら、県議会議員の一員として全力で努めてまいりますので、どうぞよろしくお願いたします。

○議長（田澤伸一議員） 以上で紹介は終わりました。

日程第四十一常任委員会委員の選任について及び日程 第四十二特別委員会委員の選任について

○議長（田澤伸一議員） 次に、日程第四十一常任委員会委員の選任について及び日程第四十二特別委員会委員の選

任についてを一括議題に供します。

お諮りいたします。本件については、委員会条例第四条第一項の規定により小松正和議員を建設常任委員会委員及び再生可能エネルギー活用・地域経済活性化対策特別委員会委員に指名いたしたいと思ひます。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（田澤伸一議員） 御異議なしと認めます。よって、ただいま指名のとおり選任されました。

〔参 照〕

委 員 会 正 副 委 員 長 及 び 所 属 委 員 一 覧

常任委員会

令和8年3月2日現在（議席順による）

委員会名	正副委員長	所 属 委 員 名		
総 務 (8)	正 梶 原 宗 明 副 奥 山 誠 治	橋 本 彩 子 森 谷 仙 一 郎	吉 村 和 武 伊 藤 重 成	木 村 忠 三 田 澤 伸 一
文 教 公 安 (7)	正 伊 藤 香 織 副 相 田 光 照	梅 津 庸 成 高 橋 啓 介	今 野 美 奈 子 森 田 廣	矢 吹 栄 修
厚 生 環 境 (7)	正 石 川 正 志 副 五 十 嵐 智 洋	石 川 涉 柴 田 正 人	齋 藤 俊 一 郎 加 賀 正 和	佐 藤 正 胤
農 林 水 産 (7)	正 相 田 日 出 夫 副 遠 藤 和 典	佐 藤 寿 徹 関	松 井 愛 能 登 淳 一	阿 部 恭 平
商 工 労 働 観 光 (7)	正 江 口 暢 子 副 佐 藤 文 一	鈴 木 学 榎 津 博 士	菊 池 文 昭 舩 山 現 人	高 橋 淳
建 設 (7)	正 高 橋 弓 嗣 副 阿 部 ひとみ	小 松 正 和 渋 間 佳 寿 美	石 塚 慶 小 松 伸 也	青 木 彰 榮

議会運営委員会

委員会名	正副委員長	所 属 委 員 名		
議 会 運 営 (12)	正 渋 間 佳 寿 美 副 今 野 美 奈 子	齋 藤 俊 一 郎 遠 藤 和 典 吉 村 和 武 舩 山 現 人	阿 部 ひとみ 梶 原 宗 明 森 谷 仙 一 郎	佐 藤 正 胤 五 十 嵐 智 洋 伊 藤 重 成

特別委員会

委員会名	正副委員長	所 属 委 員 名
予 算 (41)	正 能 登 淳 一 副 梅 津 庸 成	議長・副議長を除く全議員
防災減災・災害に強い県土づくり対策 (9)	正 橋 本 彩 子 副 石 塚 子 慶	佐 藤 寿 石 川 正 志 高 橋 弓 嗣 菊 池 文 昭 柴 田 正 人 矢 吹 栄 修 木 村 忠 三
こども支援・若者定着対策 (9)	正 松 井 愛 副 阿 部 恭 平	伊 藤 香 織 関 徹 江 口 暢 子 佐 藤 文 一 相 田 光 照 高 橋 啓 介 奥 山 誠 治
再生可能エネルギー活用・地域経済活性化対策 (9)	正 鈴 木 学 副 高 橋 淳	石 川 涉 小 松 正 和 梅 津 庸 成 相 田 日出夫 青 木 彰 榮 能 登 淳 一 森 田 廣

○議長（田澤伸一議員） 以上をもって本日の日程は終わりました。

明三日から八日までの六日間は議案調査、委員会審査及び休日のため休会とし、九日定刻本会議を開き、予算特別委員長より審査の経過について報告を求めます。

本日はこれをもって散会いたします。

午後 二時 五十三分 散 会